

避難所の生活環境改善に対する財政支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より一層の避難所環境の整備が急務であるため、避難所の生活環境改善に対する財政支援(新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型))について継続していただきたい。

現 状

- 本市では、熊本地震以降、復興基金や一般財源を活用し、避難所における良好な生活環境を確保するために必要なパーティションや簡易ベッドの備蓄を進めてきた。
- また、今般の「新しい地方経済・生活環境創生交付金(地域防災緊急整備型)」を活用し、これら資機材の整備をより一層進めることとしているが、それでもなお必要数には達しない見込みである。

課 題

- 本市では、熊本地震時の最大避難者数である11万人を想定し、必要な物資及び資機材の備蓄を進めているが、市単費のみで今後の整備を進めた場合、整備完了までに相当の期間を要することになり、突発的に発生する災害に対し、速やかな対応が困難な状況にある。
- また、安全・安心で心豊かに暮らせる持続可能な地域経済社会の実現に向け、トイレ、キッチン、ベッド、風呂の迅速な提供など、避難所の生活環境の抜本的な改善を実施する必要がある、そのために必要な資機材の継続的な整備が必要となっている。

地域の防犯力強化に関する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 地域の防犯力強化（地域が設置する防犯カメラ設置等の助成など）に関する国からの継続的な財政的支援を含む支援制度を創設していただきたい。

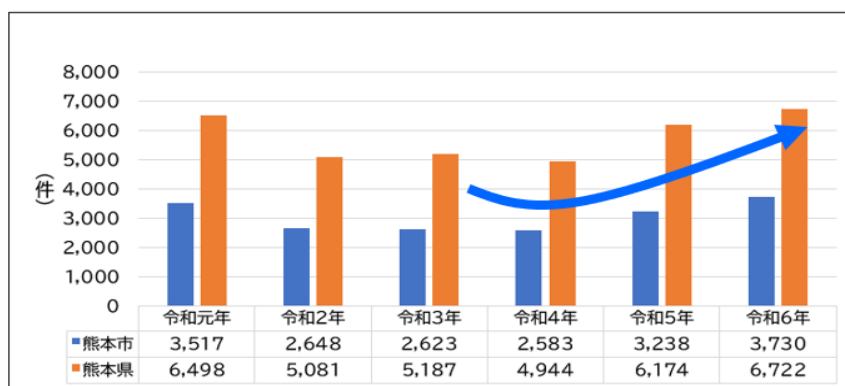
現 状

- 本市の刑法犯認知件数は近年増加し、「電話で『お金』詐欺」やロマンス詐欺などの特殊詐欺被害の認知件数も増加している。
- 全国的に闇バイトによる侵入強盗事件などの凶悪犯罪が発生しており、本市においても暴力団員が関係し、未成年が加害者となった事件も発生している。
- そのため、本市では、防犯ボランティアへの支援や、地域の企業と熊本県警察との連携による「ドライブレコーダーを活用した地域防犯活動に関する協定」を締結し、ドライブレコーダー搭載車両による官民一体となった地域の防犯活動などにも取り組んでいる。
- この度、国の令和6年度補正予算「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」において、これまでの防犯対策強化のための取組に加え、新たに防犯ボランティアへの支援や地域社会における闇バイト対策の取組への支援が追加された。本市では、この交付金を活用し、地域における町内自治会等への「防犯カメラ」設置の助成を行い、地域の防犯力強化を図ることとした。

課 題

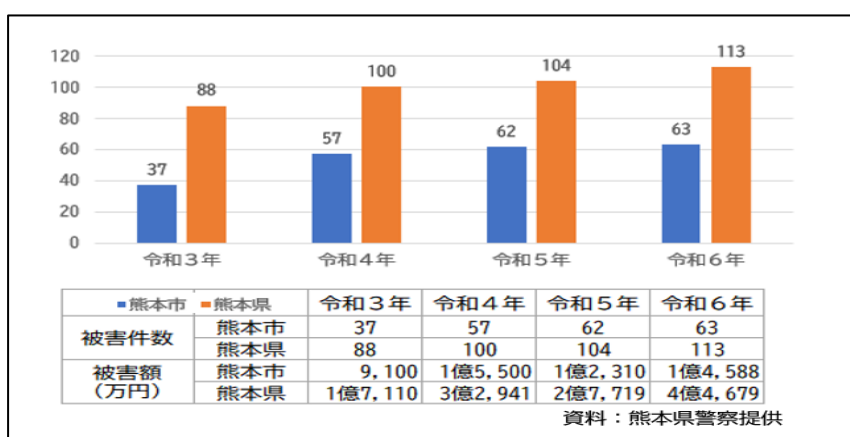
- 闇バイトによる凶悪犯罪対策として新設する、地域における町内自治会等への「防犯カメラ」設置助成に対する問い合わせが、数多く寄せられるなど、闇バイト対策に関する市民の関心が高く更なる対応が必要である。
- 地域における「防犯カメラ」設置は、地域の防犯力の向上に寄与するものであり、本市としては、地域ニーズを踏まえ、令和8年度以降も引き続き、計画的に設置を推進したい。
- このようなことから、さらなる地域の防犯対策、市民を犯罪から守る対策を組織的・継続的に強化するためには、地方公共団体に対する財政的支援を含む支援制度の創設が必要である。

参考1 熊本県・本市における刑法犯認知件数の推移



資料：熊本県警察提供

参考2 熊本県・本市における「電話で『お金』詐欺」の推移（闇バイト関連含む）



資料：熊本県警察提供

参考3 本市における「防犯カメラ設置等に関する希望調査の提出状況

(令和7年4月14日現在)

提出団体総数	内 訳	希望箇所数	設置可能箇所数 (1か所あたり上限200千円)
240 団体	町内自治会 : 223 校区等防犯協会 : 9 校区自治協議会 : 8	600 箇所	300 箇所

物価・エネルギー価格等の 高騰対策への財政支援

【内閣府・総務省】

提案・要望内容

- 1 地方公共団体において、物価・エネルギー価格等の高騰対策として、生活者や事業者への継続的な支援が実施できるよう、引き続き財政支援していただきたい。

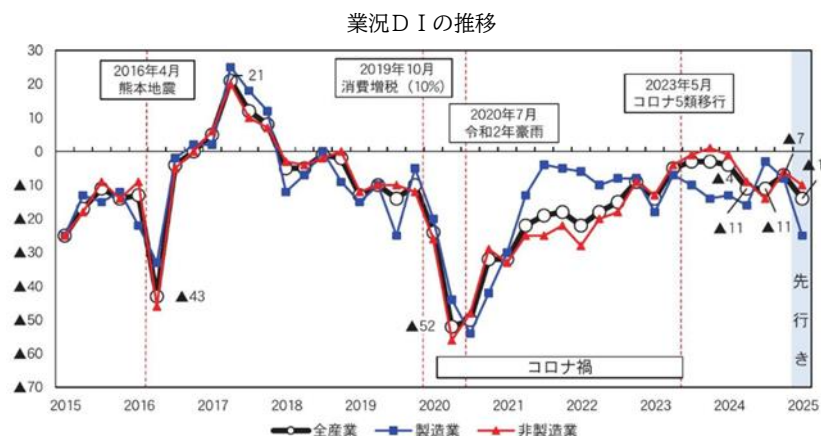
現 状

- 本市の消費者物価指数（総合）は、令和4年（2022年）1月以降、右肩上がりで伸びており、特に食料品や光熱・水道といった日常生活や事業者の事業活動に与える影響が大きい項目の伸びが顕著である。消費者物価指数は100を超えるのが常態化しており、一向に落ち着く気配がない。

【令和7年3月】

- (1)食料品 前年同月比+8.7%
- (2)光熱・水道 前年同月比+6.1%
- (3)被服及び履物 前年同月比+4.2%

- 令和7年4月1日に公表された日本銀行熊本支店の「熊本県の金融経済概観」によると、熊本県内の景気の概況は「緩やかに回復している」とされている一方で、民間シンクタンクによる業況判断では、全ての業種の先行きを横ばい若しくは悪化としている。



出典：公益財団法人地方経済総合研究所 第133回熊本県内企業業況判断調査

- 本市においては、令和4年度6月補正予算から原油価格・物価等の高騰対策事業を計上し、これまでに、給食費への価格転嫁の防止による利用者の負担増加の抑制や省エネ家電の購入費助成などの生活者支援や、公共交通事業者や観光事業者等への緊急支援などの事業者支援を主に、302億円を予算措置し、うち202億円の交付金を活用している。

参考1 臨時交付金（原油価格・物価高騰分）の主な充当状況

（単位：百万円）

物価高騰対策プレミアム付商品券発行支援事業	840
学校・保育所等における給食食材高騰対策緊急支援事業	752
公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（バス事業者等に対する支援）	397
旅行事業者緊急支援観光促進事業	130
社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業（社会福祉施設等に対する光熱水費等の支援）	382
畜産経営継続緊急支援事業（飼料高騰の影響を受けた畜産経営体に対する支援）	141
電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金給付事業	13,833
LPGガス価格高騰対策緊急支援事業	2,192

課 題

- 国において、エネルギー・食料品価格等の物価高騰への対応として、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱」が改正され、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し支援を実施されているものの、今後、更なる物価高騰が否定できない状況にある。
- 本市の地域経済の状況は回復してきているものの、経済動向や資源価格の動向等による影響を注視し、引き続き地域の実情に応じた継続的な支援を行っていく必要がある。

早期の罹災証明書交付を可能にするための 住家被害認定調査におけるデジタル化等の推進

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 国において、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムを開発し、各自治体へ無償で提供いただきたい。
- 2 国においては、国の責任の下、被災者支援に関するデジタル化の必要性・重要性を各自治体へ浸透・定着させるための取組を推進していただきたい。

現 状

- 国は、被災者支援業務の迅速化・効率化のための行政手続きの電子化の一環として、「クラウド型被災者支援システム」（国の被災者支援システム）を開発・提供されているが、国の被災者支援システムを導入している自治体はいまだ 59 自治体（令和 6 年 9 月時点）にとどまっている。
- 加えて、被災時に、被災者へ様々な支援を提供するために必要な罹災証明書発行に係る重要な要素である住家被害認定調査を効率的に行うための住家被害認定調査システムが国の被災者支援システムには盛り込まれていない。
- そのため、全国的にみると、紙の調査票を用いて住家被害認定調査を行っている自治体が未だ大半を占める状況にあり、たとえ、国の被災者支援システムを導入していたとしても、その登録に多くの労力と時間を要しており、デジタル化による効率化は道半ばとなっている。

■このような中、令和6年能登半島地震において、本市が対口支援を行った石川県珠洲市では、住家被害認定調査に、紙の調査票に代えて民間ベンダの個別システムを導入したことで、被災者支援システムへの登録が省略できる等、一次調査の大幅な効率化が図られ、デジタル化の有用性が示された。

■また、自治体によって、導入している被災者支援システムの仕様が異なることから、大規模災害時には、応援職員に対して操作や業務フローの研修を実施している状況である。

※ 被災者支援システム

被災者支援システムとは、地震や台風などの災害発生時における地方公共団体の業務をトータル的に支援できるシステムのこと。

※ 住家被害認定調査システム

住家被害認定調査システムとは、災害発生時の住家被害認定調査をデジタル化することにより、調査業務の省力化・迅速化を支援するシステムのこと。

課 題

■大規模自然災害への対応を想定し、全国の自治体職員が、どこの被災地支援に赴いたとしても、円滑な被災者支援を行えるためには、単なるデジタル化による事務の効率化のみならず、住家被害認定調査も含めた包括的な被災者支援システムに関する全国共通の仕組みづくりが急務である。

■大規模な自然災害を経験しているかどうかで、災害対応における被災者支援システムや住家被害認定調査システムの導入に関する緊急性や必要性について、自治体間で意識に濃淡があり、被災後に初めてその有用性を実感している状況。

被災者の生活再建・住まい確保に向けた財政支援等

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 被災者生活再建支援制度について
 - ・半壊世帯及び一部損壊世帯も支援金の支給対象としていただきたい。
 - ・宅地復旧に関しても支援の対象とする新たな制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震では多数の住宅被害が発生し、復旧に相当の費用を要したが、現行の被災者生活再建支援制度は、令和 2 年法改正後も、中規模半壊に至らない半壊（解体世帯を除く）や一部損壊の住宅被害に関しては支援の対象外となっている。
- また、本市が行った被災者へのアンケートの結果、宅地に被害が生じた世帯のうち、7 割を超える世帯が復旧工事を要するものの、現行制度では、支援の対象外となっている。

課 題

- 今後も地震等による同様の被害が想定されるところ、中規模半壊に至らない半壊や一部損壊世帯の住宅被害及び宅地被害も復旧には相当の費用を要するため、迅速な住宅再建の大きな障害となることから、新たな支援制度の創設が必要である。

参考1 罹災証明書（住家の交付状況（2025年3月末時点））

全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	計
5,764 件	8,972 件	38,964 件	82,985 件	136,685 件

参考2 現行の被災者生活再建支援制度の支給対象及び支給額

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害割合50%以上)	100万円	建設・購入	200万円	300万円
②解体		補修	100万円	200万円
③長期避難		賃借(公営住宅を除く)	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害割合40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借(公営住宅を除く)	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害割合30%台)	-	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借(公営住宅を除く)	25万円	25万円

※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3／4の額

災害援護資金貸付制度に対する支援

【内閣府】

提案・要望内容

- 1 災害援護資金の借受人は、被災後の生活を再建するため、やむを得ず当該制度を利用した者であり、約定通りの返済が困難な者が償還者のなかにみられる。熊本地震の被災者に対しても、償還期間の延長や免除規定の緩和を認めていただきたい。
- 2 東日本大震災や平成 28 年熊本地震、令和 2 年 7 月豪雨、令和 6 年能登半島地震等、近年大規模な災害が全国的に発生している状況である。被災地の復興が円滑に進むよう、全国かつ一般的な制度として被災自治体をより支援する仕組みとしていただきたい。

現 状

- 熊本地震においては、559 件、総額約 9.4 億円の災害援護資金の貸付を行った。
- 熊本地震後、現在においても、失業や長期間の加療等により、依然として生活困窮の状況から抜け出せず、新型コロナウイルス感染症の影響も重なり、いまだ多くの方が、滞納がある状況である。
- 東日本大震災では、特例により、借受人が償還期間満了後に、無資力かつ償還できる見込みがない場合において免除が可能とされているが、熊本地震については認められていない。
- 利子については、平成 31 年 4 月に通常 3%の利子を、保証人を立てる場合は無利子、保証人を立てない場合は 1.5%に引き下げた。

参考 1 現行の災害援護資金貸付制度

項目	通常	東日本大震災特例
貸付制度の償還期間	10 年 (うち据置期間 3 年)	13 年 (うち据置期間 6 年)
貸付金の国への償還期間	11 年	14 年
免除規定	借受人の死亡・重度障害 ・自己破産となった場合 で、連帯保証人に支払い 能力がない場合に限定	左記に加え、借受人が償 還期間満了後に、無資力 かつ償還できる見込みが ない場合も免除可能
事務費	・被災者である借受人からの利子で賄う	

課 題

- 借受人の中には低所得世帯も含まれ、返済が困難な世帯や支払猶予を求める世帯が存在し、10 年の償還期間では返済できないケースが見込まれる。
- 生活困窮を理由とした免除が熊本地震について認められておらず、柔軟な対応ができる仕組みとはなっていない。
- 貸付原資の 3 分の 2 は国庫貸付金であり、国への償還期間最終年度において未回収の貸付残高は、被災自治体が一般財源から支出して返済することとなっており、被災自治体の財政を圧迫する恐れがある。
- 償還に係る事務費についても、被災者である借受人から得る利子の範囲内で賄うことになっているため、不足が生じた場合、同じく被災自治体が負担することになる。

参考2 熊本地震における本市の貸付・償還状況

(令和7年2月末時点)

貸付数	貸付金額	未償還額 (元金)	滞納率 (貸付数ベース)	利子総額
559 件	942,564 千円	248,848 千円	34.9%	66,649 千円

※仮にこのままの償還状況で推移すれば、未収額が約 52,931 千円となり、それを本市が一般財源から追加で支出することとなる。

参考3 償還に係る事務費の見込額等

●10年間の事務費【見込額】 … 約 119,006 千円

職員	会計年度任用職員	需用費・役務費	システム経費
66,727 千円	32,016 千円	962 千円	19,301 千円
※延べ 10 名	※延べ 11 名	※実績・予算ベース	※実績

●事務費歳入額【見込額】 … 約 56,147 千円

※これまでの償還状況のまま推移すると仮定した場合

自治体窓口DX SaaS導入に伴う 基幹業務システム連携要件の標準仕様改善

【デジタル庁】

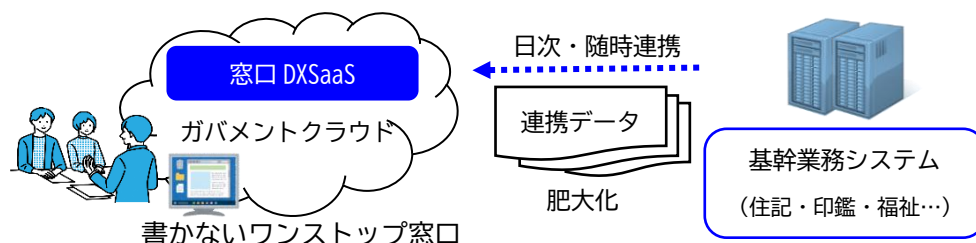
提案・要望内容

- 1 地方公共団体のシステム共通化推進に向け、自治体窓口DX SaaSを効率的に導入できるよう、基幹業務システムの標準化に係る「データ要件・連携要件の標準仕様」を改善いただきたい。

現 状

- 「書かないワンストップ窓口」を提供する自治体窓口DX SaaSの導入に伴い、自治体は基幹業務システムとのデータ連携が必須となるが、標準化後の連携要件として現状示されている「データ要件・連携要件の標準仕様」においては以下の状況である。

- ①機能別連携仕様として規定されたデータ項目に、自治体窓口DX SaaSにおいて必要となる項目が不足している。
- ②一方、不要な連携項目も多数規定されており、自治体窓口DX SaaSと連携するデータ量が肥大化する。
- ③規定されているデータ項目以外のデータが必要な場合は、基本データリストのグループ単位のファイル取得が必要となり、さらにデータ量が増大する。



課 題

- 自治体窓口DX SaaSと連携するデータ量が肥大化することで、ガバメントクラウド接続回線への通信負荷が増大するとともに、基幹業務システムの連携データ作成に係るバッチ処理に長時間を要し、

通常のバッチ処理スケジュールを逼迫して業務に支障が出る恐れがある。

- 窓口業務に必要なデータ項目は共通的に定義できるものであることから、共通化・標準化の方針に則り、窓口DXSaaSで必要となるデータ項目を窓口DXSaaS採択事業者と精査のうえ、窓口DXSaaS導入に向けた機能別連携仕様の規定が必要である。
- 独自施策システム向けの機能別連携仕様の規定が困難な場合は、グループ単位のファイル取得ではなく、基本データリストの中から独自施策システムに必要なデータ項目のみを柔軟に選択して提供できる連携仕様が望ましい。

参考1 自治体DXSaaS導入に係るデータ要件・連携要件の課題例

標準仕様の課題	基幹業務システムへの影響
「住民基本台帳_機能別連携仕様」の転出証明書情報(連携ID:001o013)のデータ項目に、「住民票コード」が規定されていない。	窓口処理が増加している特例転入受付時に、窓口DXSaaSとの連携キーとなる「住民票コード」が規定されていないため、機能別連携IDではなくグループ単位の連携ファイル作成が必要となり、データ量が肥大化する。
「住民基本台帳_機能別連携仕様」について、標準仕様で規定されているデータ項目は、窓口DXSaaSで利用しない不要な項目が多数含まれている。	住民基本台帳情報は、窓口DXSaaSとの日次の全件連携に加え、随時の差分連携も必須となるため、不要な項目が多い連携ファイル作成は、通信負荷やバッチ処理時間の増大につながる。
「印鑑登録_機能別連携仕様」の印鑑登録情報(連携ID:002o001)は、コンビニ交付用証明発行サーバへの連携インターフェースのみが規定されている。	窓口DXSaaSで利用できる印鑑登録の機能別連携仕様が規定されていないため、グループ単位の連携ファイル作成が必要となり、データ量が肥大化する。
「年金」と「介護」の機能別連携仕様は、連携機能自体が標準仕様でオプション機能と規定されている。 ・国民年金 連携ID:026o002 ・介護保険 連携ID:023o080	標準化に最優先で対応している基幹業務システムベンダーは、必須ではないオプション機能は開発優先度が低く、パッケージ対応予定がないため独自開発扱いとなり、連携開発に追加費用が発生する。

安定稼働を最優先とした基幹業務システムの 統一・標準化の円滑な移行

【デジタル庁・総務省】

提案・要望内容

- 1 デジタル基盤改革支援補助金について、特定移行支援システムを含む全てのシステムの移行経費及び標準化に伴い一体的に再構築が必要となるシステムに係る経費全額を国費により措置していただきたい。
- 2 ガバメントクラウドの活用における運用経費についても、現行のサーバ等の運用経費を上回る負担が発生しないよう国の責任において十分な支援を行うとともに、自治体が為替リスクを負わない仕組みとしていただきたい。
- 3 データ要件・連携要件に関する課題を事業者間の協議や地方自治体ごとの個別対応で解決する方針を見直し、国が要件を明確に定義していただきたい。また、標準化法の基本理念に則り、調整にかかる追加経費を生じさせないよう主導的な役割を果たしていただきたい。

現 状

＜標準化対応経費に対する財政支援について＞

- 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律の施行等により、標準化基本方針として令和7年度までに対象20業務の標準準拠システムへの移行が義務付けられ、対応経費の財政支援としてデジタル基盤改革支援基金が設置された。

■しかし、システム移行現場においては、全自治体がシステム標準化対応に同時に取り組むことでシステム移行の作業時期が集中し、システム開発ベンダのシステムエンジニアの人員不足からベンダが対応困難な状況に陥り、多くの自治体で移行期限（令和 7 年度末）に間に合わない「特定移行支援システム」が数多く発生している。（本市においては、20 業務中 14 業務が該当）

■移行期限が迫る中、標準化基本方針が改定され（令和 6 年 12 月の閣議決定）、デジタル基盤改革支援基金の設置年限（令和 7 年度末）が、5 年延長（令和 12 年度末）を目途に検討されることが示されたが、令和 8 年度以降の補助制度の具体的な説明は未だない。

■現行システムの構成は、多くの住民サービスを効果的・効率的に提供するため、標準化対象業務と対象外業務が同一システムで一体的に運用されており、標準準拠システムへの変更により、標準化対象外業務の新たなシステム開発が必要となるほか、移行期間が長期化することで多大な人的・財政的負担が生じている。

<ガバメントクラウド運用経費に対する財政支援について>

■国が調達するガバメントクラウドの活用について、先行する自治体において、従来の運用経費に比べて高額になる事例が見込まれている。また、ガバメントクラウド利用料はドル建て円払いを前提としているため、急激な円安時には、支払額が増加する懸念が生じている。この状況に対し、国は令和 7 年度に普通交付税において、ガバメントクラウドへの移行状況に応じた措置を講ずることを示したが、詳細は不明である。

課 題

<標準化対応経費に対する国費支援について>

■デジタル基盤改革支援基金は、国の令和 5 年度及び令和 6 年度補正予算にて増額されたが、現状の指定都市の補助内示額は、要望額の 7

割以下しか示されていない状況。(補助要望額 48 億円のうち、34 億円の内示額にとどまる)

- 市単費扱いとなる補助対象外業務の新たなシステム構築費用が、補助対象額に迫るほど高額になる見込みであり、非常に負担が大きい。さらにシステム開発ベンダの事業撤退等により一部の業務システムの移行完了時期がさらに遅れ、その結果、現行ハードウェアとの併存期間が延びることで、新たに更新費用が発生する恐れがある。その他、システムエンジニア単価費用の人件費高騰から、さらに対応経費が膨らむ懸念がある。(本市全体経費 150 億円：補助対象 95 億円、補助対象外 55 億円)

<ガバメントクラウド運用経費に対する国費支援について>

- ガバメントクラウドについては、運用経費が従来の運用経費を上回る見込みとなる事例があり、財政支援として普通交付税の措置が示されたものの、需要額の算定式等の詳細は不明である。また、標準化実施当初に国が掲げた情報システムの運用経費等を「平成 30 年度(2018 年度)比で少なくとも 3 割の削減を目指す」目標には到底及ばない状況である。

<その他>

- システム間の連携仕様の細部について、標準仕様書で定義を明確にせず、データ連携に関する調整を事業者間協議に委ねる国の方針により、システム調達の度に個別調整が必要となることでベンダロックインが解消されない等、将来的にも地方自治体の人的・財政的負担の軽減に繋がるとは考えにくい状況にある。国へは標準化基本方針の意義・目標を達成するために、データ連携の課題に関し主導的に役割を果たしていただきたい。

データ連携基盤の活用及び継続的運用 に対する財政支援等の強化

【デジタル庁・内閣府】

提案・要望内容

- 1 自治体におけるデータ連携基盤の活用及び継続的運営に対する財政支援等をより一層推進いただきたい。
- 2 データ連携基盤を有効に活用するため、より具体的かつ詳細な事例、ノウハウ等の情報提供をお願いしたい。

現 状

- 本市では、令和6年度から、熊本県が構築した「くまもとデータ連携基盤（非パーソナル）」について、県及び参画市町村と共同利用を開始している。
- データ連携基盤を最大限活用するため、熊本県とも連携し、接続データの拡充及びそのデータを活用したサービス創出に取り組んでいるが、技術的な課題や費用、知見やノウハウの不足により、これらの取組が円滑に進んでいない。

課 題

- 国の新しい地方経済・生活環境創生交付金等による財政的支援については、基盤導入時や新規サービス構築時の支援メニューはあるものの、基盤の維持管理や、新たなデータの接続に係るデータ整形、既存サービスとの繋ぎ込み、地域ごとに構築されたデータ連携基盤相互の連携等に係る費用については財政的支援の対象外となっている。
- 自治体においては、データ連携基盤を有効に活用するため、蓄積すべきデータの範囲、標準化すべきデータの項目、標準化のためのデータモデルの設計等についての知見や、参照すべき具体的な好事例等が不足している。

連携中枢都市圏の取組に係る 特別交付税措置の拡充

【総務省】

提案・要望内容

- 1 連携中枢都市圏構想を一層推進するため、圏域において各市町村が果たすべき役割等を踏まえ、連携中枢都市の取組に係る特別交付税措置を拡充していただきたい。
- 2 あわせて、現在、各市町村に設けられている特別交付税措置の上限額を見直していただきたい。

現 状

- 本市は、平成 28 年 3 月に本市と 16 の近隣市町村との間で連携協約を締結し、「熊本連携中枢都市圏」を形成。その後、7 市町が加わるなど圏域が拡大している（令和 7 年 4 月現在の構成市町村は 24）。
- 現在、本圏域では、連携中枢都市圏ビジョンに基づき、69 事業を実施するなど、様々な分野での取組を進めているが、実施する事業等に要する経費に対しては、普通交付税措置及び特別交付税措置が講じられている。
- そのうち、連携中枢都市及び連携市町村による「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に向けた取組に対して講じられる特別交付税措置の措置額には市町村ごとに上限額が設けられており、本市の場合、令和 6 年度は約 1.7 億円が上限とされ、そのうち約 94%にあたる約 1.6 億円を経費として計上している。

課 題

- 人口構造の変化により、今後はインフラの老朽化や人手不足といった様々な資源制約の更なる深刻化が予想される中、市町村間の水平連携は一層重要になる。
- 本市は、市の事業の企画立案段階から連携事業化を想定した検討を行うなど、熊本連携中枢都市圏における「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」に向けた取組を積極的に進めている。今後も圏域住民のニーズ等に応じた既存事業の拡充や地域が直面する課題解決のための新規事業の創出に取り組む予定であり、特別交付税の措置上限額の超過が見込まれる。そのため、持続可能な形での行政サービスの提供という観点から支障が生じている状況である。
- また、本圏域においては、構成市町村数が当初の 17 から 24 に増加していることにより、連携中枢都市である本市の事業に要する経費の更なる増加が見込まれる状況にある。
- さらに、連携市町村も厳しい財政状況にある中、連携事業の多くは連携中枢都市である本市が中心となって実施しており、「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に必要な事業に要する経費（合計値）約 2.2 億円のうち約 7 割（約 1.6 億円）を連携中枢都市である本市が負担している状況にある。
- このような支障が生じている中、圏域全体の特別交付税の措置上限額（合計値）は約 5.1 億円であるのに対し、連携中枢都市（本市）の措置上限額は、約 1.7 億円と全体の約 3 割となっている。

参考1 連携中枢都市圏に属している市町村の特別交付税措置について

(1) 連携中枢都市

- ・「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。
- ※「経済活用のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組については、普通交付税措置あり
- ・1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定

(2) 連携市町村

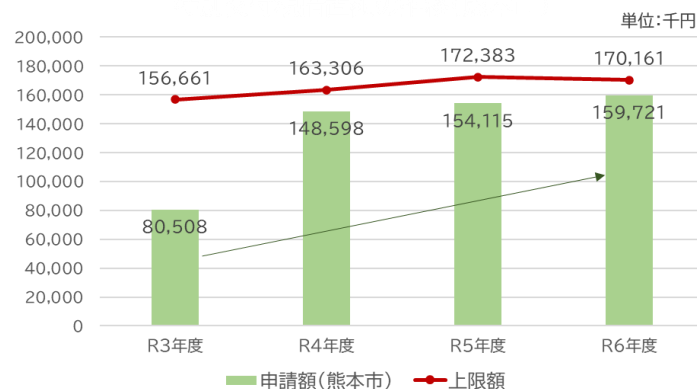
- ・「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政措置。
- ・1市町村当たり年間1,800万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定

<熊本連携中枢都市圏における措置上限額（令和6年度）>

連携中枢都市（熊本市）	170,161 千円
連携市町村（1市町村当たり）	18,000 千円

※連携中枢都市圏と定住自立圏の両方に属している市町村は、別途重複調整あり

参考2 特別交付税措置の上限額及び本市申請額の推移



参考3 新規連携事業に要した経費の例（事業開始年度）

事業開始年度	事業名 ※当初事業名	特別交付税措置対象経費 （熊本市計上分）
令和6年度	結婚支援センターによるマッチング支援	21,595 千円（14,877 千円）
令和5年度	くまもと都市圏しごと学びWEBライブ	11,996 千円（11,996 千円）
令和4年度	オンライン合同就職説明会の共同実施	19,020 千円（19,020 千円）

防災行政無線の整備等に対する財政支援

【総務省】

提案・要望内容

- 1 防災行政無線の整備経費に対する財政支援を拡充していただきたい。

現 状

- 本市ではこれまで、社会資本整備総合交付金及び公共事業等債を活用し、沿岸部及び山間部を中心とした津波及び土砂災害警戒区域に対する防災行政無線の整備を最大限実施してきた。
- また、令和2年7月豪雨をはじめとした全国各地における大規模水害の発生を踏まえ、市内の河川周辺地域について、防災情報伝達体制の更なる強化のため、令和5年度に防災行政無線の新設に係る調査設計を実施し、令和6年度から2か年の整備工事に着手している。

課 題

- 大規模水害を踏まえた防災行政無線の新設整備経費については、緊急防災・減災事業債により70%の交付税措置がされているが、残りの30%については一般財源による負担となっており、本市においては、令和6年度から2か年の整備工事において約150,000千円の負担が生じる見込みである。

参考1 現行の支援制度と要望内容

項目	現行	要望内容
・ 防災行政無線の整備経費	交付税措置（70%）	・ 更なる財政支援の拡充

【現行制度における財源内訳】

<整備経費>

一般財源 30%
地方交付税措置 70%※

※緊急防災・減災事業債（充当率 100%、交付税措置率 70%）

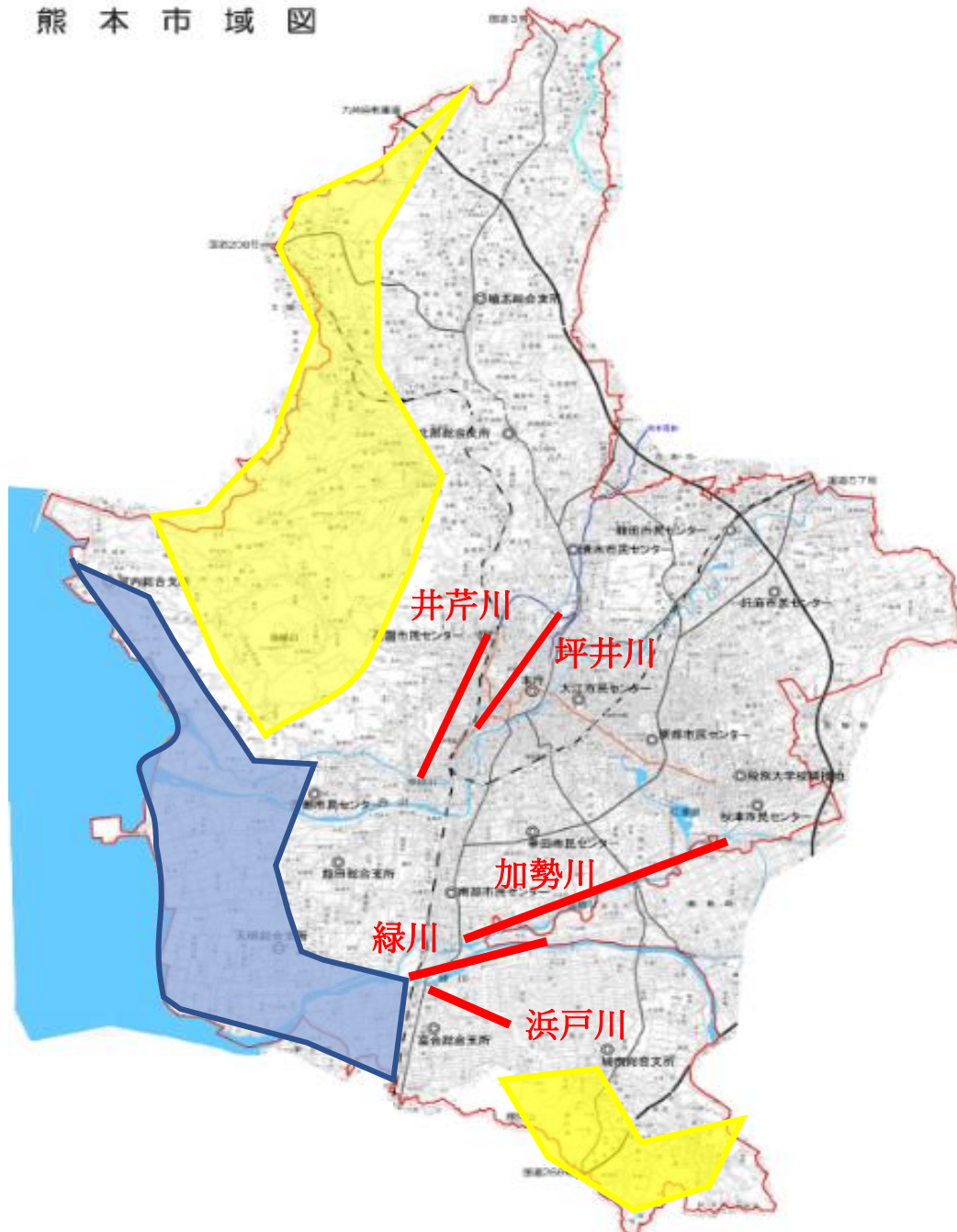
参考2 これまでの防災行政無線整備に要した経費

1,365,000 千円（H26～H29 の4年間の債務負担行為）

社会資本整備交付金 補助率 1/2	一般財源 10%
	公共事業等債 70%
	（交付税算入率 20%）

- 主な対象河川
- これまで津波警戒区域内を対象に整備した地域
- これまで土砂災害警戒区域を対象に整備した地域

熊本市域図



保護司等の待遇改善及び支援の強化

【法務省】

提案・要望内容

- 1 保護司及び保護司会が、安全で安心して活動を継続できるための、さらなる待遇改善及び支援の強化を図っていただきたい。

現 状

- 本市の再犯者数は、令和元年の 564 人から、令和 5 年は 442 人と減少しているものの、刑法犯検挙人員に占める再犯者率は全国と同様に 4 割を超えている。
- 保護司は、犯罪や非行をした人と定期的に面接を行い、更生を図るための約束事を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の手助けを行うなど、再犯防止の重要な役割を担っている。本市の保護司の定数についても、全国と同様に定数（320 人）を下回っている（令和 5 年の実数 283 人）。本市では、市役所の退職予定者に対し、保護司の活動について紹介するなど、保護司の人材確保に取り組んでいる。
- また、保護司の活動には、補導費や生活環境調整費などの実費弁償金が支給されるが、本市の保護司会連絡協議会から、保護司活動に必要な経費が十分でないといった意見が出された。
- 国の持続可能な保護司制度の確立に向けた検討会から、令和 6 年 10 月に法務大臣あてに提出された報告書においても、保護司組織の維持・強化や保護司活動を継続させるために必要な実費弁償金の充実を図るように求められている。

■本市では国からの協力依頼を受け、保護司の活動の拠点となる更生保護サポートセンターについては、本市の施設5か所を無償で使用いただくとともに、保護司の面接場所として利用できるよう、無償で公設公民館の会議室の貸出しを行っているが、保護司会からは、より利便性の高い活動拠点を要望されている。

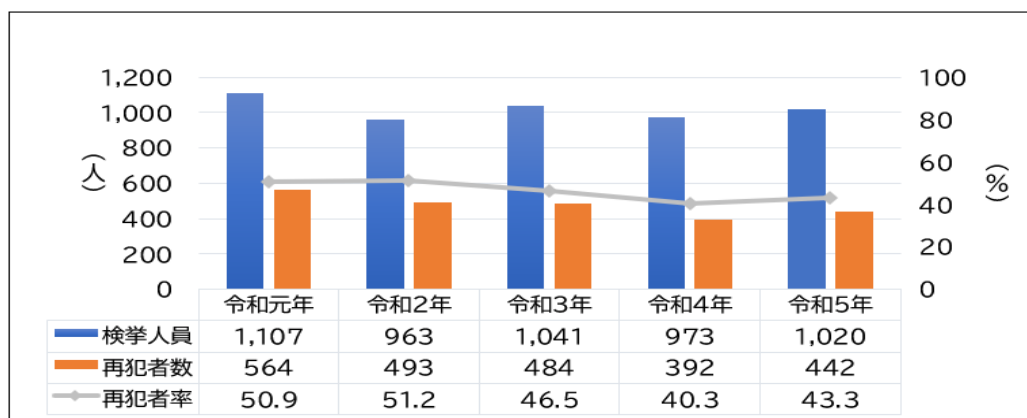
■しかしながら、現在のところ、本市施設には十分な場所がなく、民間の施設利用も検討いただきたいが、現制度での手続の煩雑さや火災保険料等の諸費用の支出が困難な状況と伺っている。

課 題

■犯罪を減らすには、再犯者数を減らすことが非常に有効であり、犯罪や非行をした人の更生を促し、再犯防止の重要な役割を担う保護司等が安全で安心して活動を継続していくことができる環境整備が必要である。

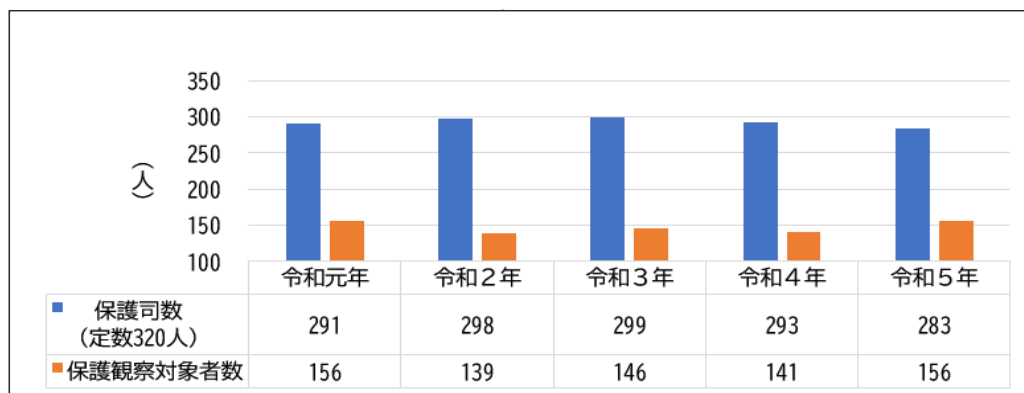
■そのため、国においては、保護司の人材確保につながる広報などの取組を行うとともに、保護司及び保護司会が、安全で安心して無理なく保護司活動を継続できるように必要な実費弁償金の充実などのさらなる待遇改善及び支援の強化が必要である。

参考 1 本市における刑法犯検挙人員中の再犯者数及び再犯者率の推移



資料：熊本県警察提供

参考2 本市における保護司数と保護観察対象者数との比較



資料：熊本保護観察所提供

熊本城の復旧・復興に対する支援

【文部科学省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 熊本城の復旧・復興に向けて、現行の補助率の嵩上げによる財政支援を継続していただきたい。
(文部科学省〈重要文化財建造物〉 補助率 85%⇒90%、
〈特別史跡(石垣、復元建造物)〉 補助率 70%⇒75%、
国土交通省〈都市災害復旧事業〉 補助率 2/3 ⇒0.783)
- 2 令和5年(2023)年3月に改定した「熊本城復旧基本計画」の着実な推進に向けた復旧事業費の確保について、引き続き支援をお願いしたい。
- 3 復旧・復興に係る現地指導や会議への出席、文化庁内に設置されている熊本城復旧総合支援室の継続など、人的・技術的支援についても、現行どおり継続していただきたい。

現 状

- 平成30年(2018年)3月に策定し、令和5年(2023年)3月に改定した熊本城復旧基本計画に基づき、文化財的価値の保全とともに、計画的・効率的な復旧と戦略的・効果的な公開活用に取り組んでいる。
- 公開活用については、ユニークベニユー等の活用に向けたルールを整備するなど、新たな魅力創出や財源の確保に努めている。

課 題

- 熊本城復旧基本計画の推進を図るためには、計画期間(～令和34年(2052年)度)中の継続した財政支援と予算額の確保が必要である。

■重要文化財建造物や石垣などの復旧には高い専門知識と技術を持った人材が継続して必要である。

参考１ 現行の補助制度

所管	補助メニュー	補助率	支援対象
文化庁	重要文化財等防災施設整備事業 (城郭施設整備)	90% (85%)	重要文化財建造物
		75% (70%)	特別史跡(石垣、復元建造物)
国交省	都市災害復旧事業	78.3% (2/3)	再建・復元建造物 (天守閣・本丸御殿・飯田丸五階櫓) 熊本城公園施設 (便益施設・管理施設)

※激甚災害に係る復旧事業として、補助率の嵩上げが適用されている。(補助率欄の括弧内は通常の災害復旧事業に係る補助率)

参考２ 令和８年度～令和１２年度の復旧事業費（概算額）

単位：百万円

所管	支援対象		年度				
			R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)	R12 (2030)
文化庁	重要文化財 建造物	宇土櫓・続櫓	22	114	222	444	444
		平櫓	5	29	50	100	68
		源之進櫓・四間 櫓・十四間櫓・ 七間櫓・田子櫓	544	248	239		
	石垣・ 復元建造物	石垣	1,717	1,735	2,351	1,958	2,009
		数寄屋丸 二階御広間			247	296	
		未申櫓			15	41	82
		西大手門				14	16
国交省	再建・復元 建造物	本丸御殿		594	77	145	289
		長局櫓		129	23	95	189
		飯田丸五階櫓	592	527	507		

※年度別の復旧事業費は概算額のため変動する可能性がある。

文化財（未指定を含む）の復旧に対する財政支援

【文部科学省】

提案・要望内容

- 1 国指定文化財等の災害復旧に向け、嵩上げ分を含め継続的に財政支援を講じていただくとともに、国登録文化財に対しても補助対象を工事費まで拡大していただきたい。
- 2 県・市指定及び潜在的価値を有する未指定文化財の災害復旧についての国庫補助制度を創設していただきたい。

現 状

- 平成 28 年熊本地震において、国や県、市の指定文化財や指定文化財としての潜在的価値を有する未指定文化財の多くが被災しており、これらの復旧に相当の期間と多額の経費を要している。
- 国指定文化財の災害復旧に資する国庫補助制度はあるが、文化財所有者の負担分も大きい状況にある。
- 国指定以外の文化財については、熊本県が設置した「熊本地震被災文化財等復旧復興基金」による民間所有者への支援が一部あるものの、自治体をはじめ文化財所有者等の負担は過大となっている。

課 題

- 一部では未指定文化財建造物の解体も行われており、文化財の保存や復旧が進まない状況も懸念され、補助制度の拡充や創設が必要である。

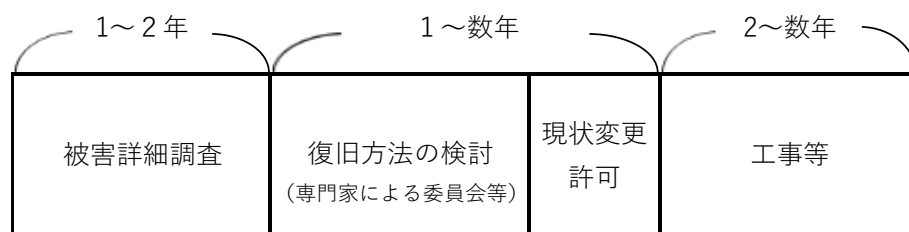
参考1 現行の支援制度

項目	現行制度
国指定文化財等への継続的な財政支援及び助成制度の拡充	補助率（うち20%が災害復旧に係る嵩上げ分） ・国指定：70～85% ・国登録：設計費等のみ70～85%
県・市指定及び未指定文化財への助成制度の創設	・県・市指定：補助制度なし ・未指定：補助制度なし

参考2 復旧中の主な文化財

- ・国指定：釜尾古墳（R8以降復旧見込）、塚原古墳群（R8以降復旧見込）、熊本城跡（R20以降復旧見込）

※文化財復旧の基本的な流れ



学校敷地の跡地利用に向けた 法的手続の簡素化の検討

【文部科学省・法務省】

提案・要望内容

- 1 学校敷地内には個人の所有地として登記されたものが散見され、閉校後の跡地の有効活用に向けた法的手続に多大な時間、費用及び労力を要している。
閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

現 状

- 近年、少子化に伴う児童生徒数の減少等により、全国的に学校の統廃合が行われている。
- 本市でも平成 26 年（2014 年）6 月、「熊本市学校規模適正化基本方針」を策定し、平成 29 年（2017 年）3 月には、松尾東・松尾西・松尾北の 3 校を閉校した。また、本市初の施設一体型義務教育学校設置に伴い、令和 9 年（2027 年）3 月に小学校 4 校が閉校予定である。
- 当該施設は、地域住民にとって身近な公共施設であるとともに、地域のシンボリックな存在である。

課 題

- 地域住民の共同の福祉又は利便の増進や地域の活性化を図るため、当該施設の民間活用に向け課題の整理を行ったところ、長年にわたり学校敷地内の一部に、個人の所有地として登記された土地があることが判明した。

- 登記簿を基に探索を行ったところ、登記名義人が既に死亡し、推定される複数の相続人が他都道府県等に分散、所在が特定出来ないなど、跡地利用に向けた手続が困難を極めている状況である。
- 現行法制度に基づき訴訟や詳細探索等を行った場合、多大な時間、費用及び労力を要するとともに、時間の経過に伴い推定される相続人が増加し、更に事象が複雑化する。
- 全国の自治体でも同様の事例が見られ、今後、各自治体が学校の統廃合等を進めた場合、その対応に苦慮することが予想される。

参考 1 現行制度と要望内容

法律名	主な内容	課題
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法 (所有者不明土地法)	- 公共事業における収用手続きの合理化・円滑化（所有権取得） - 登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	現在、建物等が建っていない未利用地に対する措置であり、学校跡地は対象外となる。
表題部の所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律	- 表題部所有者不明土地について所有者の探索に関する制度を設ける - 探索の結果を登記簿に反映させるための不動産登記の特例を設ける	所有者が判明した場合でも、相当数の相続人に対する手続に多大な時間や費用を要する。



本市が要望する内容 閉校後の学校敷地の有効利用に向け、法的手続の簡素化等について検討していただきたい。

定期予防接種における財源措置

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 地方自治体の財政力や被接種者の経済力により、接種できない状況が生じないように、予防接種法に基づく全ての定期予防接種に要する経費について、地方交付税措置の拡充や国庫補助制度へ見直した上で補助額の拡充を行うなど、更なる財源措置を行っていただきたい。
- 2 令和7年度から定期接種化された帯状疱疹ワクチンについて、罹患率が50歳代から増加する状況を踏まえ、定期接種の検証を行い、国費による十分な支援を前提として、定期接種対象者を再検討いただきたい。

現 状

- 近年の定期予防接種の対象疾病の拡充により、令和6年度の新型コロナワクチン、令和7年度の帯状疱疹ワクチン等、接種費用が高額な水準の予防接種が定期接種化されており、今後おたふくかぜワクチンやRSVワクチンなど複数のワクチンの定期接種化が検討されている。
- 帯状疱疹は、80歳までに3人に1人が罹患すると推定されており、加齢が重要なリスク因子とされ、50歳以上で発症頻度が高まる特性がある。

課 題

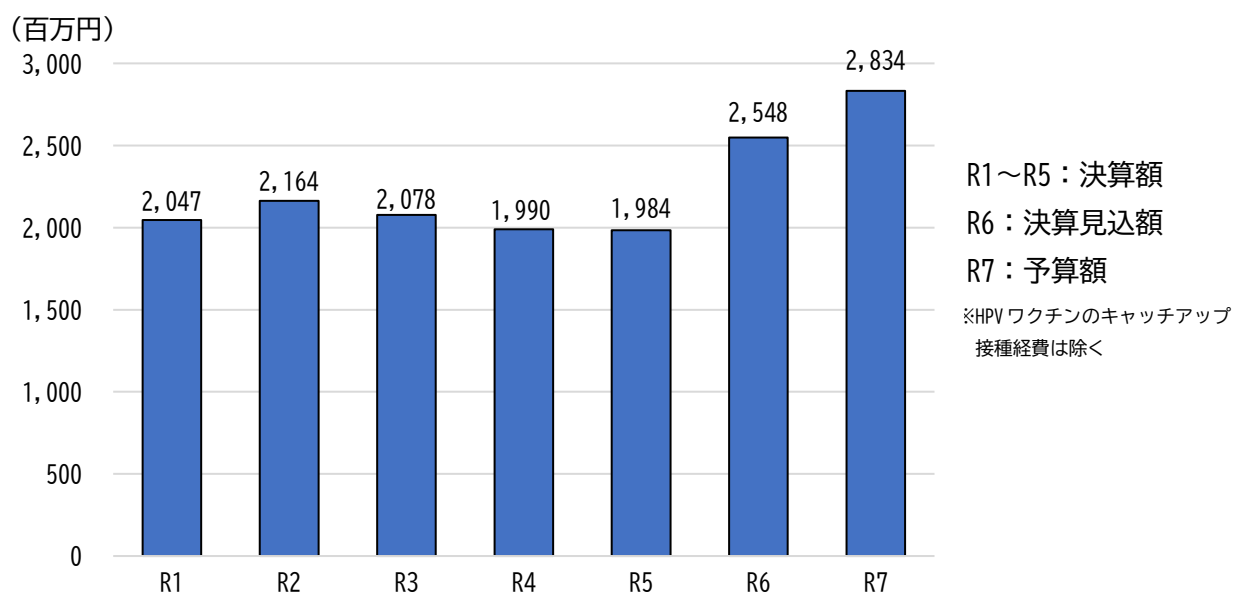
- 近年、定期接種化された新型コロナワクチン及び帯状疱疹ワクチンについては、個人の発病・重症化予防に比重を置いた予防接種法上のB類疾病に位置付けられていることから、総接種費用の3割程度の地方交付税措置に留まっており、人口規模から指定都市における負担が非常に大きくなっている。

■帯状疱疹ワクチンの定期接種の対象年齢については、帯状疱疹の罹患患者数が70歳代にピークを迎えることなどから、65歳とされているものの、帯状疱疹の罹患率は50歳代から上昇することから、定期接種の対象となる前に、罹患する市民が生じることやそれに伴う社会的観点での生産性損失等も懸念される。

参考1 近年定期接種化された新たなワクチン

時期	ワクチンの種類
平成25年4月	ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸がん予防ワクチン
平成26年10月	水痘ワクチン、成人用肺炎球菌ワクチン
平成28年10月	B型肝炎ワクチン
令和元年6月	風しん第5期定期接種（MRワクチン）
令和2年10月	ロタウイルスワクチン
令和5年4月	9価HPVワクチン
令和6年4月	五種混合ワクチン、15価小児用肺炎ワクチン
令和6年10月	20価小児用肺炎球菌ワクチン、新型コロナウイルスワクチン
令和7年4月	帯状疱疹ワクチン

参考2 過去7年間の熊本市定期予防接種事業の事業費の推移



障がい者医療費負担軽減に向けた措置

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 地方単独事業による障がい者医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置を廃止または縮小していただきたい。

現 状

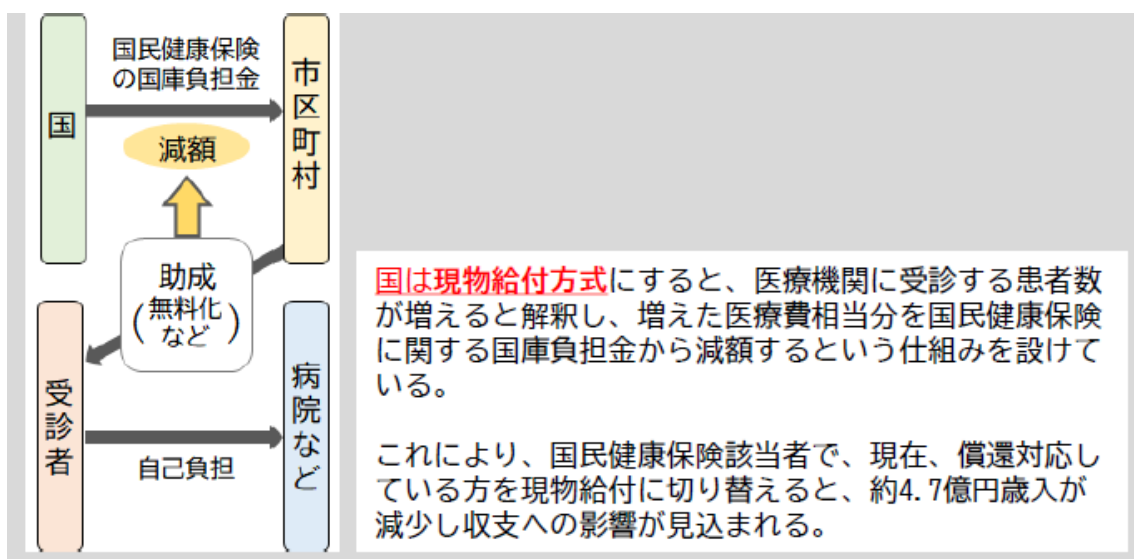
- 熊本市重度心身障害者医療費助成制度においては、重度心身障がい者の福祉の増進を図るため、医療費の全部または一部を助成しており、受給者が医療機関等で一時的に医療費の自己負担金を支払い、その後、市の窓口で償還申請を行う償還申請方式と、医療機関等の窓口で直接助成を受けられる現物給付方式の2通りの方式で実施している。
- また、本市においては、令和6年8月から医療費助成制度の利便性向上に向けた事務運用改善を行い、現物給付方式による助成範囲を拡大したところであるが、国民健康保険被保険者の一部については、国民健康保険の減額調整措置による収支の影響が非常に大きく、これまでどおり償還申請方式で助成を行っている。

課 題

- 受給者が医療機関等の窓口で直接助成を受けられる現物給付方式の対象者を拡大した場合、その医療費相当分について、国民健康保険の療養費等国庫負担金減額調整が行われている。
- 減額調整額が多大な金額となり、市の収支に大きな影響が見込まれることから、現物給付方式による助成範囲を拡大できない。

- 重度障がい者である受給者に対して、一時的な医療費の支払いや、その後の償還申請の手続など、経済的負担のほか、窓口来庁や助成までに期間を要するなど多大な負担をかけている。

参考 1 減額調整措置の概要



医師確保・育成に関する支援

【厚生労働省】

提案・要望内容

- 1 安定的で持続可能な地域医療体制を維持するため、地域医療を担う医師の確保・育成に関して実効性のある包括的な対策を確実に講じていただきたい。

現 状

- 熊本市の医療施設従事医師数は 3,188 人で、熊本県の医療施設従事医師数の 6 割強を占める。人口 10 万人当たりの医師数は 432.0 人と、全国平均（262.1 人）を上回っており、医師数は増加しているが、診療科別に医師偏在があり、小児科や産婦人科の医師数は全国平均より高いものの、減少傾向にある。
- 熊本県の 35 歳未満の医師数の割合は全国で最下位となっており、若年層の医師数が非常に少ない状況にある。また、60 歳以上の医師が全体の約 35%を占めており、医師の高齢化が進む一方で若手医師が減少している。
- 大学病院の医局に入局する医師数の減少に伴い、医局から医師の派遣を受ける公的病院等において、医師確保が困難となっており、診療科によっては、必要な医師数が確保出来ていない状態にある。
- 熊本市にのみ、高度な医療を担う三次救急の医療機関があることや、公的医療機関等の二次救急の医療機関も集積していることから、熊本市の医師が不足すると、県全体の医療提供体制に影響を与えることが想定される。

課 題

- 地域の医療ニーズに見合った医療提供体制を構築し、医療資源としての適正な医師配置等の観点から、医師数の確保だけでなく、医師の診療科偏在に対処する取組も必要となる。
- 医師の高齢化に伴う減少等により、今後 10 年間で約 1,300 人（熊本市医療施設従事医師の 4 割）の医師が減少し、急激な医師不足のリスクがある。
- 大学病院の医局への入局者を増やすために、大学病院と連携し、臨床研修時から医局への入局に繋げる取組が必要である。
- 専門医資格取得や最新医療技術習得の機会不足による若手医師の地域離れや、少子化に伴う医学部進学者数の減少により、将来的な医師不足のリスクがある。
- 今後、熊本市の医師数は大幅に減少することが見込まれる。一方で、高齢化の進展に伴う医療需要の増加により、救急患者への対応の増も想定され、医師減少により、地域医療提供体制の維持・確保がさらに困難となることが懸念される。

農業農村整備事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 農業農村整備事業について、令和8年度（2026年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

特に下記事業に係る予算額の確保をお願いしたい。

- ・農業用排水機場の更新事業
- ・防災重点農業用ため池の対策工事
- ・農業集落排水施設の更新事業

現 状

- 本市のほ場整備率は着実に上昇しているが、令和6年度（2024年度）の末日時点で約3割は未整備の状況。畑地や樹園地についても、農道、排水路、かんがい排水施設等の基盤整備が不十分な地域が多く残っている。
- 特に農業農村整備事業等で設置された基幹的農業水利施設において、築造後30年以上が経過し、老朽化が進行しており更新時期を迎えている。
- また、本市では平成24年九州北部豪雨や平成28年熊本地震など、大規模災害を経験しており、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、市域に存在する防災重点農業用ため池の計画的な防災対策を進めていく必要がある。

- 本市の農業集落排水施設については供用開始から約 30 年が経過し、施設の老朽化が進行している。特に中継ポンプ設備については耐用年数を超過している箇所もあり、突発的な事故による施設の機能停止などが危惧されるため、早急な更新整備が必要となっている。

課 題

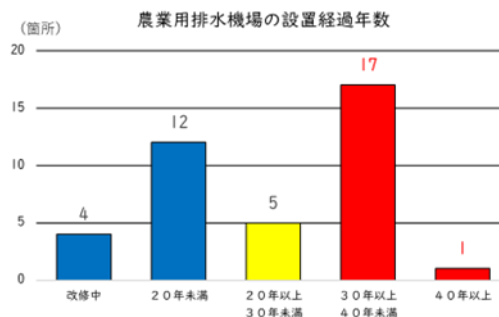
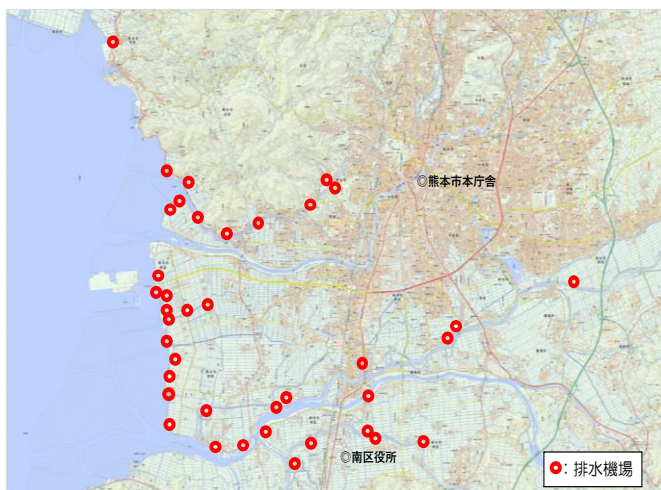
- 生産コストの更なる低減、担い手への農地集積の推進のため、条件不利地での基盤整備を着実に進める必要がある。
- 農地等の湛水被害の未然防止や農村地域の防災減災のため、計画的に老朽化した排水機場の更新及びため池等の整備が必要である。
- 農業集落排水施設の中継ポンプ設備の突発的な事故により、施設の機能停止が危惧される。浸水想定区域内にある施設もあり、災害時の対応の強靱化が課題となっている。

参考1 基幹的農業水利施設の更新

● 水利施設等整備事業／農村地域防災減災事業

・ 農業用排水機場の改築更新

農業用排水機場位置図



現在実施している排水機場の更新事業

地区名	総事業費 (百万円)	事業期間
第一海路口地区	2,154	H27～R 8
上杉地区	3,209	R 3～R10
美登里地区	1,079	R 5～R10
元三地区	2,739	R 6～R14

【農業用排水機場の現状と課題】

- ・ 海岸や河川に近い低平地部は、潮位の影響や豪雨によって湛水被害を受けやすく、また地下水位も高く、施設園芸や露地野菜の導入に支障を来していたことから、昭和40年代より農業用排水機場の設置を行っている。特に市内西南部の農地は干拓地であり、有明海の干満による潮位の影響を受け自然排水が困難であることから、農業用排水機場の設置場所が集中している。
- ・ 市内39箇所の農業用排水機場のうち、4割以上（18箇所）が設置後30年以上を経過しており、老朽化が進行し突発的な施設機械の故障が多発している。
- ・ 近年では、設置年数の古いポンプ設備に関連する交換部品の製造中止等により、オーバーホールの実施が困難となっており、計画的な改築更新が必要となっている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・ 農業用排水機場は農地の湛水被害を防止し、農業生産の基盤の確立ならびに農業経営の安定向上に資するとともに、農地の後背地にある都市部の住宅地や生活道路の浸水被害軽減にも大きな役割を担っている。
- ・ 本市においては、令和5年度に「農業用排水機場更新計画（10カ年）」を策定。全面更新と部分更新を組み合わせ、計画的な改築更新を実施することで可能な限り事業の平準化を図ることとしている。

参考2 防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

●農村地域防災減災事業／農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・防災重点農業用ため池の対策工事等の推進

「防災重点ため池に係る防災工事等推進計画」における市内防災工事等対象箇所一覧

令和7年4月

番号	名称	所在地	堤高 (m)	総貯水量 (千m3)	かんがい 受益面積 (ha)	評価調査の対象		防災工事 の対象	特記事項
						劣化状況 評価	耐震・豪雨 性能評価		
1	新地	熊本市南区城南町鰐瀬2212	6.0	38.0	8.0	○	○	○	R3～R7改修
2	鬼	熊本市南区城南町陣内1303,1324	7.4	87.5	13.0	○	○	—	H28災害対応
3	沢水	熊本市南区城南町下宮地61	7.0	10.0	3.0	○	○	—	H30市単独事業
4	村中	熊本市南区城南町塚原910	5.8	40.0	42.0	○	○	○	
5	野田	熊本市南区城南町鰐瀬2369	5.5	13.5	10.0	○	○	○	
6	宮の下	熊本市南区城南町塚原86	4.4	28.6	14.0	○	○	—	H24～28改修
7	下園	熊本市南区富合町大字平原1574-1	3.0	3.8	1.0	○	○	○	
8	正院浦下	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2283	5.9	10.0	17.2	○	○	○	H30豪雨・耐震性評価実施
9	正院浦中	熊本市北区植木町大字山本字正院浦2309	7.2	22.0	5.1	○	○	○	
10	小塚2	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1314	4.0	3.3	2.0	○	○	○	
11	小塚3	熊本市北区植木町大字内字小塚迫1315	3.0	1.9	3.0	○	○	○	
12	大窪(1)	熊本市北区大窪1丁目85番	4.0	5.3	2.0	○	○	○	
13	丸山	熊本市南区城南町塚原1312	8.0	17.0	7.0	○	○	○	R5 指定
14	白土	熊本市北区貝町白土106	3.0	35.0	2.0	検討中			R6 指定

【市内農業用ため池の現状と課題】

- ・市内農業用ため池は、河川から農業用水を取水することができない地域などに、多くは江戸時代以前に造られたものと推測されている。市内に102箇所が分布し、うち14箇所（令和5年度、令和6年度に1箇所ずつ追加指定）が防災重点農業用ため池に指定されている。
- ・令和2年度（2020年度）までに12箇所のハザードマップ作成・公表を行い、短期的な防災・減災対策を進めてきた。また令和3年度（2021年度）までに熊本県が12箇所の劣化状況調査を実施、新規で防重指定したため池は順次調査中。豪雨・耐震性評価については令和5年度（2023年度）までに10箇所を実施し、令和6年度（2024年度）以降に4箇所を予定している。なお、ため池の洪水調節機能を有効活用することで、災害の激甚化・広域化に備える取組（洪水吐への切欠きスリット設置）についても令和5年度、令和6年度に実施している。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

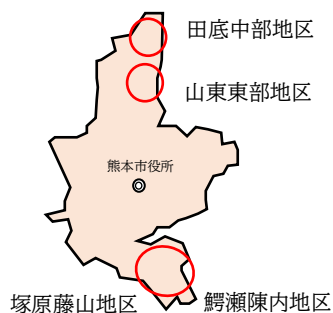
- ・防災重点農業用ため池のうち、漏水や堤体断面変形が見られる老朽箇所は、決壊により農地や人家等に多大な被害が予想されるため、早急に防災工事に着手することが必要である。また、それ以外の箇所においても施設造成から改修履歴がないため池がほとんどであり、過去の災害経験から劣化状況、耐震・豪雨性能評価を計画的に進めることで、災害を未然に防ぎ農家経営の安定や農村地域の保全に資することができる。

参考3 農業集落排水施設の更新事業

●農村整備事業

- ・中継ポンプ設備の更新

農業集落排水施設位置図



農業集落排水施設一覧表（R7.3.31時点）

地区名 (処理区名)	処理場所在地	供用開始 時期	経過年	受益面積 (ha)	施 設			計画処理 対象人口 (人)
					管路工 管渠長 (km)	中継P (箇所)	MH (箇所)	
田底中部	熊本市北区 植木町田底1533-3	H9.11.1	27	35.5	10,167.3	13	382	1,200
山東東部	熊本市北区 植木町古閑179	H12.2.1	25	30.7	10,960.8	11	410	960
塚原藤山	熊本市南区 城南町塚原1724	H11.4.1	25	44.3	14,037.2	9	568	1,650
鰐瀬陳内	熊本市南区 城南町陳内136	H15.4.1	21	42.4	15,317.1	14	598	1,640

【農業集落排水施設の現状と課題】

- ・本市の農業集落排水施設は北区植木町に2処理区、南区域南町に2処理区存在しており、供用開始から約30年を経過し、施設の老朽化が進行している。
- ・平成28年に策定した最適整備構想により施設の更新を行ってきたものの、施設の更新期を迎え、多くの中継ポンプ設備において耐用年数を超過するなど、早急な施設更新が必要となっている。
- ・浸水想定区域内に3処理区存在し、うち2処理区には防災拠点となりうる公共施設が存在しているため、災害対策等の強靱化が課題となっている。

【事業の必要性・緊急性・期待される効果等】

- ・農業集落排水施設において耐用年数を超過している施設もあるため、突発的な事故により中継ポンプ施設の機能が停止した場合、汚水の圧送が不能となるため、利用者への被害が危惧される。
- ・農村整備事業による施設更新を行うことで適正な施設運営が可能となる。併せて、遠隔監視装置の導入により災害対応等の強靱化が可能となる。

水産物供給基盤機能保全事業、水産生産基盤整備事業、漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業に対する当初予算額の確保

【農林水産省】

提案・要望内容

- 1 水産物供給基盤機能保全事業について、令和8年度（2026年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 2 水産生産基盤整備事業について、令和8年度（2026年度）以降の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。
- 3 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業について、令和8年度（2026年度）の事業量に必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 本市管理漁港（四番・海路口・天明）では、漁港施設の沈下や老朽化により、施設の機能低下が認められ、また四番漁港・海路口漁港においては、航路・泊地の土砂堆積により漁業活動に支障をきたしているため、水産物供給基盤機能保全事業を活用し、漁港施設の嵩上工事や浚渫工事を実施している。
- 天明漁港は、現在、漁船の安全性確保や漁業者の過重労働軽減、生産労働効率化を目的に水産生産基盤整備事業を活用し、防波堤や物揚場等を整備及び水域施設の浚渫を実施している。
- 干潟漁場の環境は、令和2年7月豪雨を始め、例年発生する台風や梅雨時期の豪雨により河川から流入した土砂が堆積するなどの影響を受け、十分な回復に至っていない。

課 題

- いずれの事業も重要な事業であるが、特に水産物供給基盤機能保全事業については、漁業活動に支障をきたさないよう機能保全計画に基づく漁港施設の保全工事や浚渫工事が必要である。
- 漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業については、干潟漁場の環境及び機能の回復のため、継続して耕うんや堆積物撤去等を実施することが必要である。

参考 1 事業状況

【事業の進捗状況(事業費ベース)】

(千円)

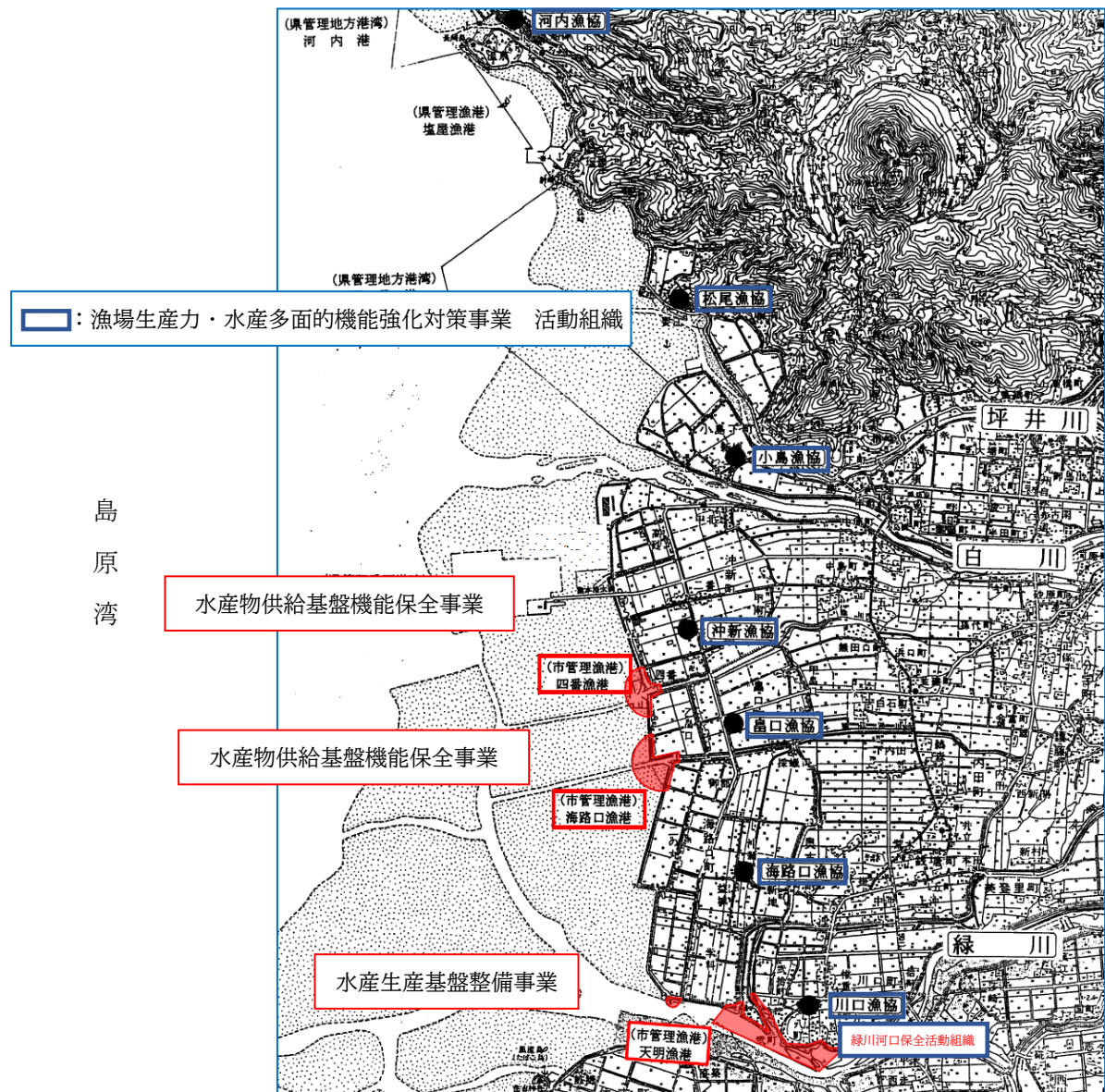
事業名	令和 8 年度要望額 (事業費)
水産物供給基盤機能保全事業 (四番・海路口漁港)	281,000
水産生産基盤整備事業 (天明漁港)	50,000

【事業の要望状況(全活動組織分)】

(千円)

事業名	令和 8 年度要望額 (国補助額)
漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 (熊本市内 8 活動組織)	38,007

【漁港、活動組織位置図】



【各漁港の現況写真】



【漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業 写真】



農地の相続税等納税猶予制度の改善

【農林水産省・国土交通省】

提案・要望内容

- 1 納税猶予を受けた農地を道路整備など公共事業目的のために無償で寄附した場合において、猶予の継続がなされるよう制度を改善していただきたい。

現 状

- 納税猶予を受けた農地の一部を道路整備等のため無償で寄附した際に、公共事業目的への寄附であるにもかかわらず、相続税等納税猶予が取り消され、寄付する面積に応じた相続税等を納付しなければならない。

課 題

- 寄附者においては、地域の利便性向上のため農地の一部を無償で寄附する意向があるにもかかわらず、納税猶予が取り消されることが負担となり、用地提供が進まない状況がある。

参考1 現行の制度と要望内容

	現行	要望内容
無償寄附による農地の相続税等納税猶予の改善	納税猶予を受けている農地を道路等として無償寄附した場合には譲渡する面積に応じた相続税等及び利子税が賦課される	納税猶予を受けた農地を道路等へ無償寄附した場合の相続税等及び利子税の納税猶予の継続を措置する

物価高騰等に対応する中小企業等への支援

【経済産業省・内閣府】

提案・要望内容

- 1 物価高騰や人手不足等の事業者を取り巻く経営環境の変化に対応するため、中小企業省力化投資補助金や小規模事業者持続化補助金等の支援を継続していただきたい。また、物価高騰や賃上げによる労務費の増加に対応する適切な価格転嫁を促す施策の継続・強化をお願いしたい。
- 2 引き続き、米国による関税措置がもたらす経済への影響等について分析を行い、迅速に情報提供するとともに、関税の影響が発生した場合には、輸出関連事業者や経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者等に対する資金繰り支援、経営指導等、地方の産業や雇用への影響を最小限にとどめるため、追加的に必要な対応を実施していただきたい。

現 状

- 令和7年2月の市内事業者に対する業況判断調査では、今回（1～3月期）の業況DIは6ポイント悪化のマイナス8、製造業で横ばいのマイナス7、非製造業で6ポイント悪化のマイナス8となり、業況DIは2期ぶりの悪化となった。
- 令和6年5月の賃上げに関する調査では、ベースアップを「実施した・する予定」の事業者は62.6%、ベースアップを「実施しない」事業者は22.9%となった。事業者からは、物価高騰や労務費上昇分の価格転嫁が難しく、賃上げ原資の確保に苦慮する声が上がっている。

■米国による関税措置は、相互関税の上乗せ分について一時停止されたものの、一律 10%の関税や自動車に対する追加関税は維持されており、市内の商工団体や事業者にはヒアリングを行い、支援ニーズの把握に努めている。また、4月25日、米国の関税措置に関する総合対策本部で、相談体制の整備等を柱とする「米国関税措置を受けた緊急対応パッケージ」がとりまとめられた。

課 題

■物価高騰や人手不足等の経営環境の変化に対応するためには、事業者の生産性向上やビジネスモデルの変革、販路開拓等の取組が重要であり、現在、国が実施している補助金等は、これらの取組に効果的であることから、その継続が必要である。また、物価高騰や賃上げによる労務費の増加に対応するためには、適切な価格転嫁による原資の確保が必要である。

■米国による関税措置の経済への影響は、現時点では不透明であるものの、今後、輸出関連事業者や経済の変動の影響を受けやすい中小企業・小規模事業者等に甚大な影響を及ぼすことが危惧される。

参考 1 業種別業況 DI（熊本市）

	2024年 10～12月期 【前回調査】	2025年 1～3月期 【今回調査】	前回調査比	2025年 4～6月期 【先行き】	
				今回調査比	今回調査比
全 産 業 (n=133)	▲ 2	▲ 8 (▲ 6)	↓	▲ 8	→
製造業 (n=14)	▲ 7	▲ 7 (▲ 21)	→	▲ 7	→
食料品製造業 (n=7)	0	▲ 29 (0)	↓	▲ 14	↑
食料品以外の製造業 (n=7)	▲ 11	14 (▲ 33)	↑	0	↓
非製造業 (n=119)	▲ 2	▲ 8 (▲ 4)	↓	▲ 8	→
建 設 業 (n=29)	▲ 5	▲ 3 (▲ 5)	↑	▲ 3	→
生産財卸売業 (n=10)	▲ 8	▲ 40 (▲ 8)	↓	▲ 30	↑
消費財卸売業 (n=13)	▲ 22	▲ 38 (▲ 22)	↓	▲ 31	↑
小 売 業 (n=9)	▲ 13	▲ 11 (▲ 13)	↑	▲ 33	↓
運 輸 業 (n=4)	▲ 33	▲ 50 (▲ 17)	↓	▲ 25	↑
事業所サービス業 (n=35)	6	6 (0)	→	11	↑
個人サービス業 (n=19)	29	5 (21)	↓	▲ 11	↓

水道事業に対する財政支援の要件緩和

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 「上下水道耐震化計画」に位置づけた熊本市役所本庁舎などの防災行政の中枢を担う重要施設を受け持つ基幹管路の耐震化を早期に実現するため、必要な財政支援として、「水道総合地震対策事業（防災・安全交付金）：加速要件」の更なる緩和をしていただきたい。

現 状

- 本市の水道事業は、39ヶ所の水源地と99本の井戸から地下水を汲み上げて供給している。多くの配水施設を有し、非常時にもバックアップを可能とするなど、他都市とは異なる施設特性を持っている。
- 近年の整備事業は、熊本地震の経験を活かし、補給管・水融通管の整備を重点的に行っている。その結果、耐震適合性を有する基幹管路の割合はR5年度末時点で80.7%と政令市の中でも上位にあるものの、創設当初の管路は施工条件等が厳しく、耐震化が進んでいない。
- 国は災害に強く持続可能な上下水道システムの構築を目指し、令和6年9月に「上下水道耐震化計画」の策定を求め、上下水道の一体的な耐震化を推進する新方針を示した。また、同年補正予算では、耐震化を加速する自治体を支援するための「水道総合地震対策事業（防災・安全交付金）：加速要件」が設けられ、要件の見直しが行われた。
- 本市においても、国からの財政支援を得るために、事業計画の検討を重ねたが、施設特性などを考慮すると、新たな採択要件を満たすことができず、補助採択には至らなかった。

課 題

- 防災行政の中枢を担う市役所本庁舎などの重要施設が多く立地する中心市街地への配水を行う「重要施設に接続する基幹管路」は、早急に耐震化やネットワーク化を図る必要がある。
- 基幹管路の被害は広範囲に影響を及ぼすため、計画的に耐震化を進める必要があり、同時に水融通管の整備や水運用機能も強化してきた。しかしながら、「重要施設に接続する基幹管路」の整備には多額の事業費が必要であり、財政支援がなければ耐震化の進捗に影響が生じる。
- 災害に強い基幹管路の耐震化には多額の事業費が必要であり、さらに近年の物価高騰の影響で事業費が大幅に増加していることから、すべてを水道使用者の負担で賄うことは困難なため、耐震化事業に必要な資金の確保が緊急の課題となっている。

参考 1 基幹管路の耐震化を進めるために本市が活用したい支援制度

【水道総合地震対策事業】 災害拠点病院、防災拠点などの重要施設に接続する上下水道管路について、上下水道一体となった耐震化を集中的かつ計画的に進めるための交付金。

表-1 水道総合地震対策事業－重要施設配水管（主な採択要件）

補助事業名	主な採択要件	本市の実績値	国費率	要否
防災・安全交付金				
水道総合地震対策事業				
重要施設配水管	資本単価	90円/㎡以上	↓ 79.9円/㎡	×
	今後5年間の上昇ポイント	1.96P	↓ 0.68P	×

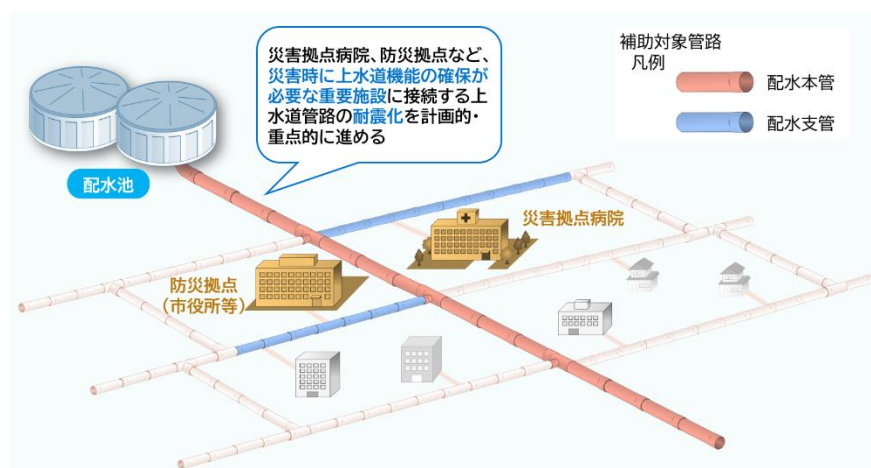


図-1 水道総合地震対策事業－重要施設配水管（交付対象事業の内容）

参考2 「水道総合地震対策事業（防災・安全交付金）：加速要件」

令和6年度補正予算において、国から新たな補助要件（加速要件）が示された。本市においては、①②については要件を満たす見通しが立っているが、③については要件を満たすことができず、補助採択には至っていない。③の要件緩和により、耐震化を加速させたい。

①料金回収率が100%以上→本市119% 要件を満たしている OK

②現在の耐震化率が165%以上→本市263% 要件を満たしている OK

③耐震化の上昇ポイントが1.96P以上→本市0.68P（計画値） 要件を満たしていない NG

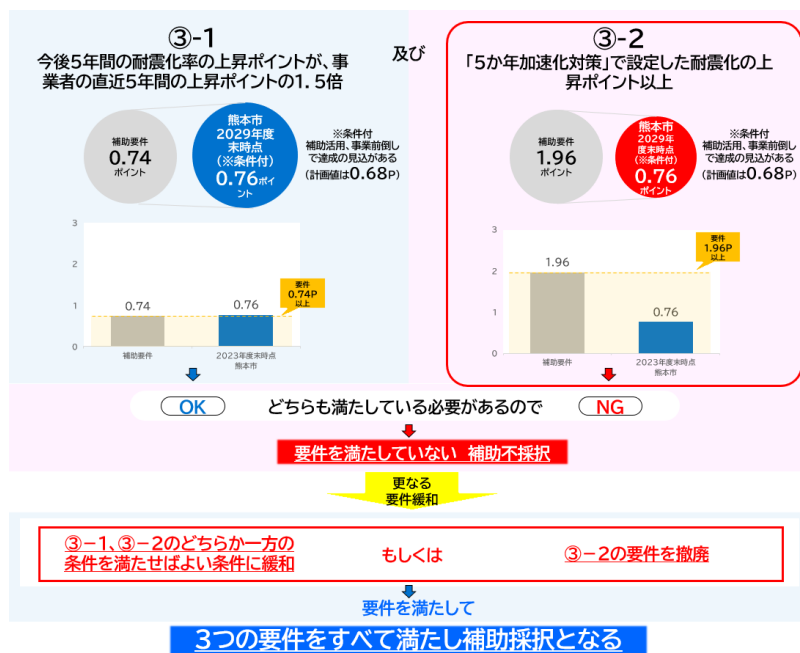


図-2 水道の地震対策に係る新たな補助要件：「加速要件」

現行計画では年間約5.8億円（平均値）の事業を実施予定。約8億円の国庫補助を受けることで、1年以上事業の前倒しが可能となる。

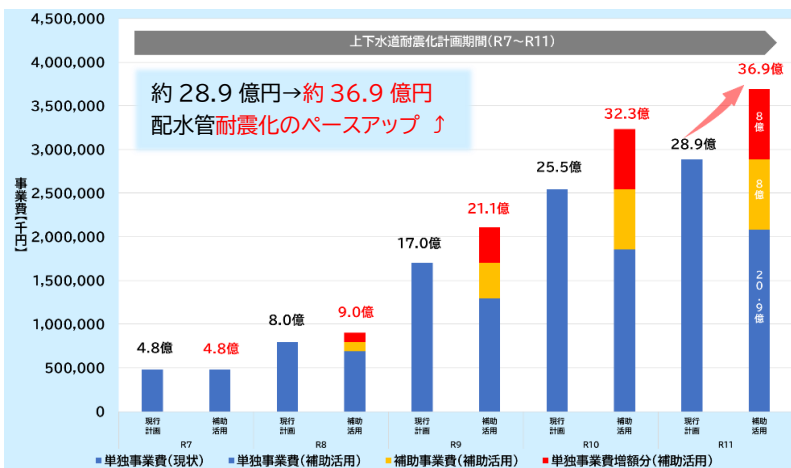


図-3 上下水道耐震化計画（重要施設接続管路）における国庫補助活用時の投資額

参考3 防災行政の中核を担う施設の例（熊本市役所新本庁舎等）

「上下水道耐震化計画」の中で、防災行政の中核を担う「重要施設」として位置づけた、熊本市役所新本庁舎等への基幹管路の路線は次の通り。

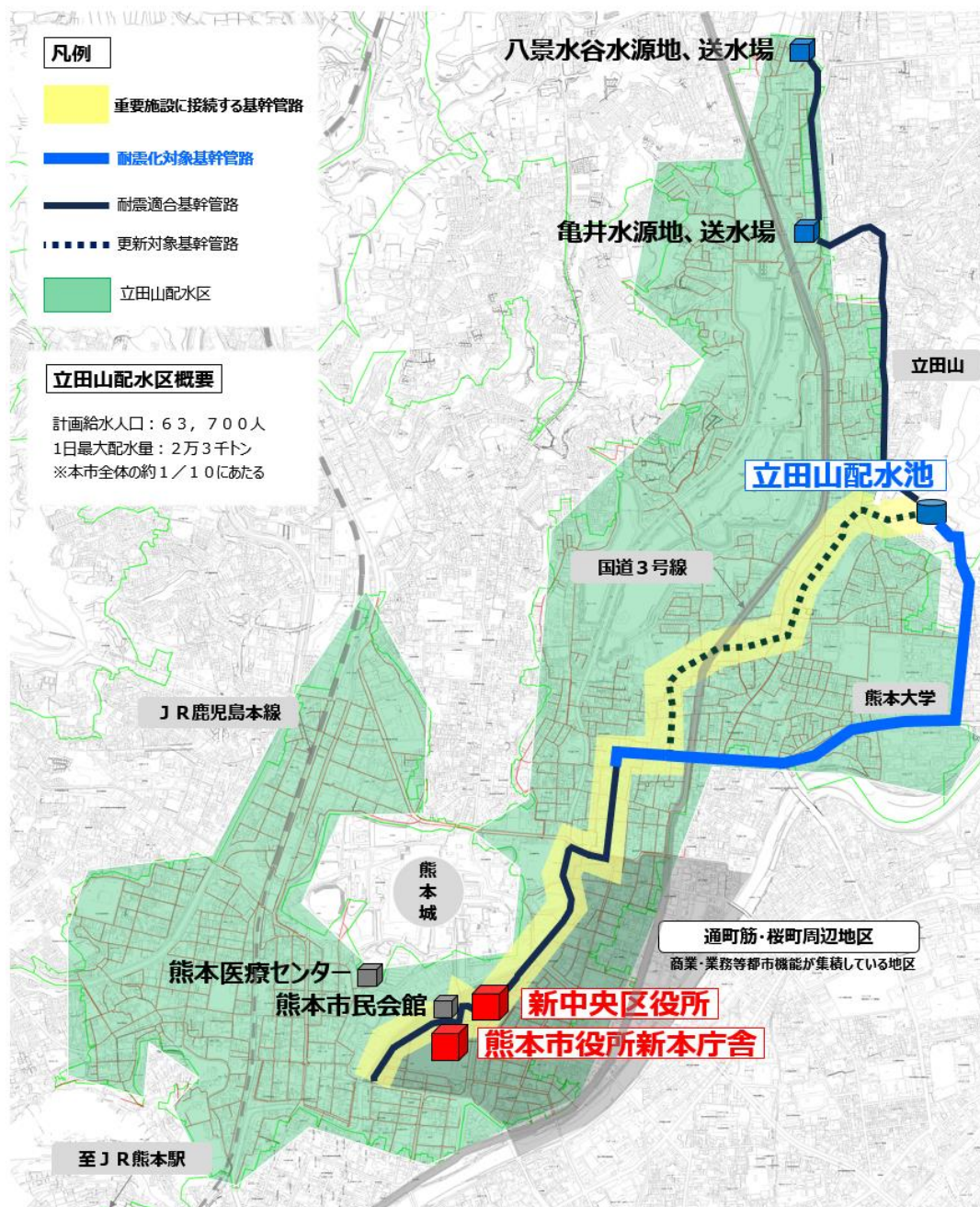


図-4 熊本市役所新本庁舎等への基幹管路路線図

広域化共同化に係る下水道事業予算の確保

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 広域化・共同化による農業集落排水施設(4施設)の公共下水道への統廃合事業については、接続管路の整備や水処理施設の増設が必要となるため、令和10年度の事業完了に向けて、必要な予算額を確保していただきたい。

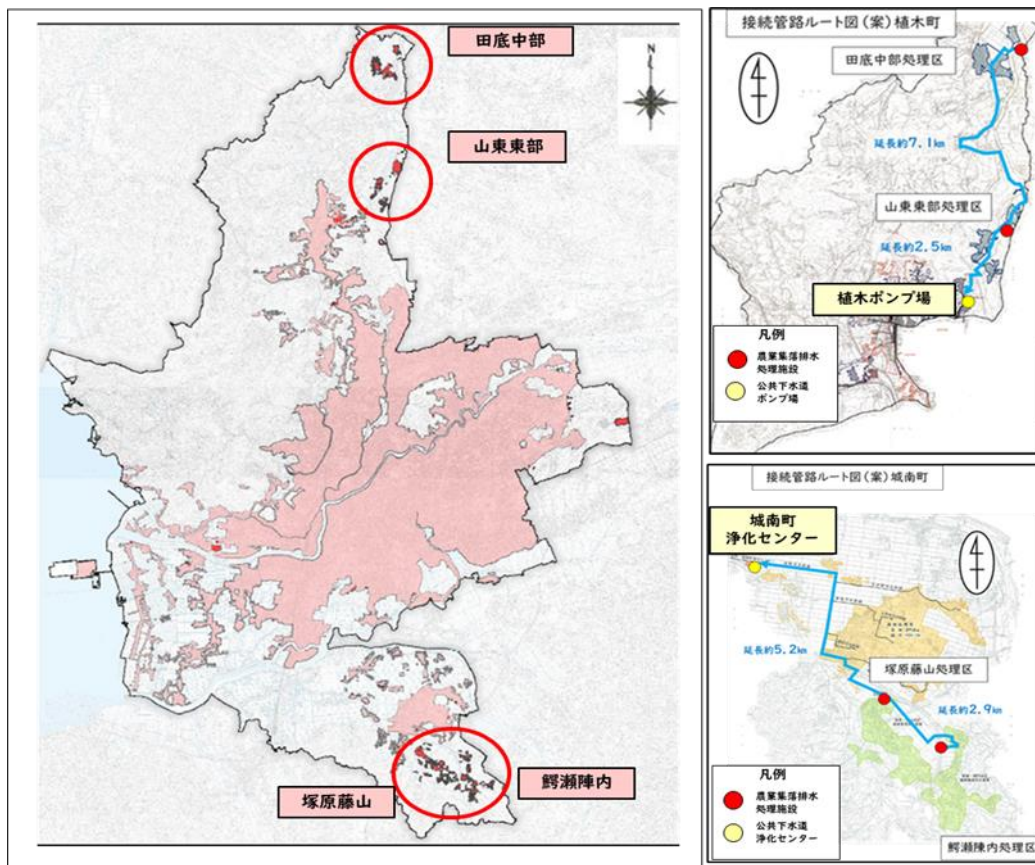
現 状

- 本市における農業集落排水施設については、供用開始から約30年経ち、処理施設の老朽化が進んでいる。今後の効率的な施設運営のため、広域化・共同化計画に基づく、農業集落排水施設(4施設)の公共下水道への統廃合を進めている。
- 統廃合に必要な接続管路の整備及び水処理施設の増設については社会資本整備総合交付金(重点)により予算要求を行っているものの、令和6年度の内示率は85.3%、令和7年度の内示率は68.3%となっており、必要な事業費が確保できていない。

課 題

- 農業集落排水施設における処理施設の老朽化が進んでいるため、早急に公共下水道への接続を進める必要があることから、財政支援がなされない場合、計画的な事業進捗に影響が生じる。

参考1 本市の農業集落排水施設の統廃合事業



農業集落排水施設の公共下水道統合スケジュール

令和7年(2025年)1月作成

項 目	2022年度 (R4)		2023年度 (R5)		2024年度 (R6)		2025年度 (R7)		2026年度 (R8)		2027年度 (R9)		2028年度 (R10)		2029年度 (R11)		実施部署		
	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3	4-9	10-3			
不明水対策	流量調査 (効果検証)		不明水対策 ⇒R6に目標達成				不明水流入量経過観察 ※経過によっては再び不明水対策が必要になる場合あり												農水局
都市計画	都市計画審議会	事業認可申請															農水局 上下水道局		
公共下水道への接続		事業計画 変更協議	測量・基本設計・詳細設計				接続工事										供用開始		上下水道局
各種資料作成			下水道台帳（公共側）				固定資産台帳 下水道台帳（庄送管路）												農水局
その他	誤接続対策、接続率の向上等課題解決に向けた取組（説明会、市HP）																		
	城南町浄化センター増築（R4～R6設計、R7～R10工事）															施設解体		農水局 上下水道局	
	供用開始時期 地元説明																		

事業完了予定

要望担当課：農水局農政部農地整備課

TEL096-328-2953

上下水道局計画整備部計画調整課

TEL096-381-3020

地域公共交通維持のための支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 燃料、物価高騰や運転士不足の深刻化により危機的な状況となっている地域公共交通に対し、運行サービスを維持するための財政支援を引き続き講じていただきたい。

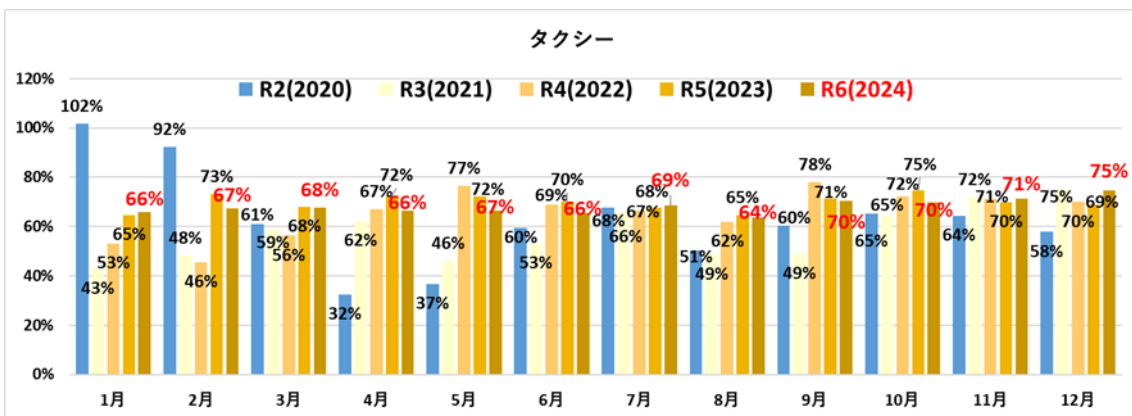
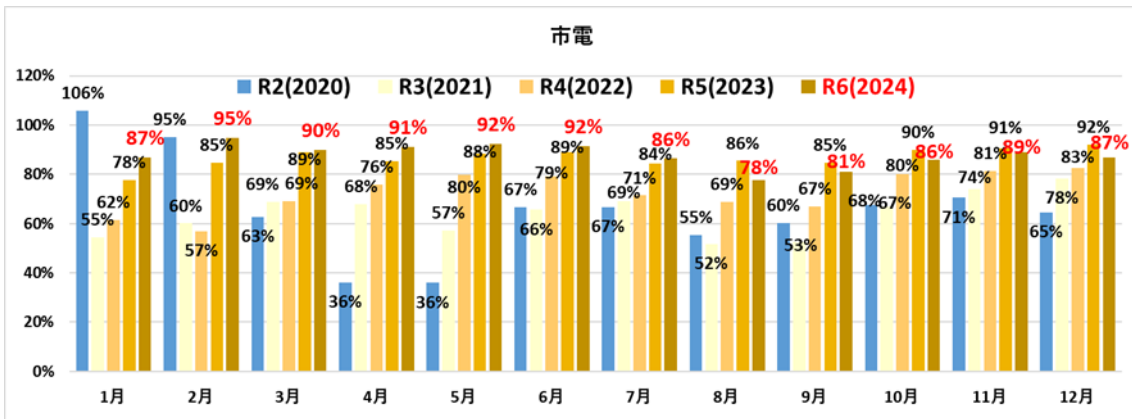
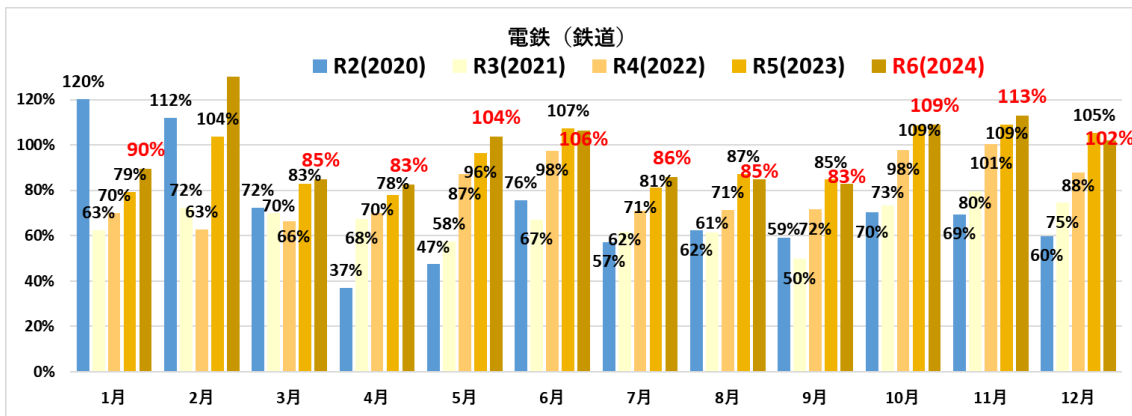
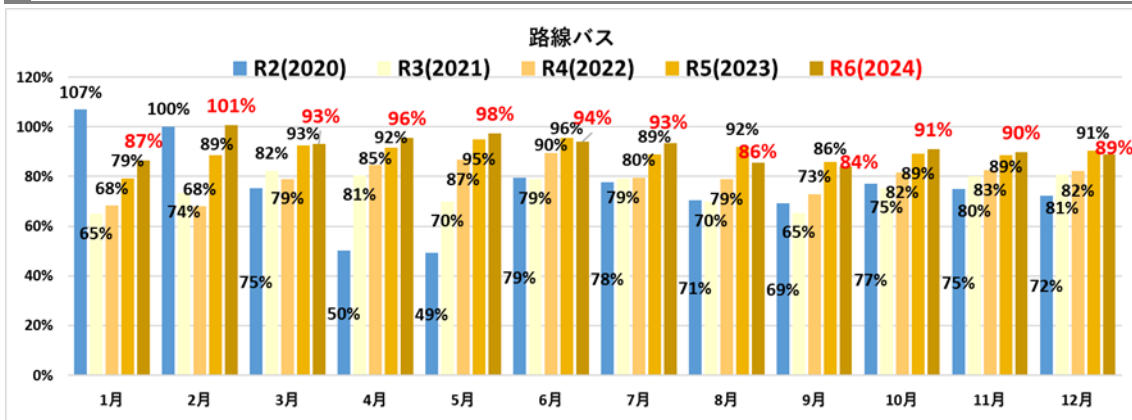
現 状

- 地域公共交通は、市民の日常生活や社会経済活動を支える重要な移動手段であり、まちの賑わい創出や環境負荷低減など様々な効果が期待される、地域社会形成に必要不可欠な社会インフラである。
- 一方、これまで公共交通においては、独立採算を前提に交通事業者間の競争原理に基づき営まれてきたが、人口減少や運転士不足など、公共交通を取り巻く環境は大きく変化しており、地方都市においては従来の枠組みで公共交通を維持することが困難になってきている。
- 特に、路線バスにおいては、自動車の普及により、利用者が大きく減少していることに加え、近年の深刻な運転士不足もあり、多くの路線で廃止・減便が進行している状況である。

課 題

- 本市においては、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も活用し運行費助成や利用促進策等を行ってきたが、公共交通事業者の経営状況は厳しい状況が続いており、公共交通の維持・確保に係る自治体の財政負担が大きくなっている。
- 市民の日常生活に欠かせない移動手段を維持・確保するためには、公共交通事業者に対する継続的な財政支援が必要である。

参考1 公共交通利用者の状況（コロナ禍前の2019年同月比）



参考2 公共交通事業者に対する本市の支援状況

年度	事業名	対象事業者	通常分	コロナ・物価高 対応分	合計
令和3年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	468百万	476百万	944百万
	軌道敷維持等経費	交通局	404百万	304百万	708百万
	熊本市地域鉄道緊急支援事業補助金	地域鉄道事業者	—	29百万	29百万
	熊本市航路事業者緊急支援事業補助金	フェリー事業者	—	18百万	18百万
	合計		872百万	827百万	1,699百万
令和4年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	505百万	147百万	652百万
	軌道敷維持等経費	交通局	454百万	349百万	803百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（燃料高騰分）	路線バス、フェリー、 タクシー事業者	—	66百万	66百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（事業継続分）	地域鉄道、フェリー事業者	—	30百万	30百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	—	39百万	39百万
	合計		959百万	631百万	1,590百万
令和5年度 (決算)	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	914百万	63百万	977百万
	軌道敷維持等経費	交通局	531百万	174百万	705百万
	公共交通事業者燃料費高騰等支援事業（燃料高騰分）	フェリー、タクシー事業者	—	27百万	27百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	11百万円	100百万	111百万
	合計		1,456百万	364百万	1,820百万
令和6年度 (予算) ※2補後予算	地方バス路線維持費助成	路線バス事業者	1,013百万	—	1,013百万
	軌道敷維持等経費	交通局	557百万	—	557百万
	公共交通利用促進事業	路線バス、交通局 地域鉄道	—	83百万	83百万
	合計		1,570百万	83百万	1,653百万
令和7年度 (予算) ※当初	地方バス路線維持費助成 【国補助】 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 （所管：内閣府地方創生推進事務局） ・地域間幹線系統確保維持費国庫補助金 ※事業者への 直接補助（国土交通省 総合政策局 地域交通課）	路線バス事業者	890百万	—	890百万
	軌道敷維持等経費 【国補助】 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 （所管：内閣府地方創生推進事務局） ・社会資本整備総合交付金 （所管：国土交通省都市局街路交通施設課）	交通局	875百万	—	875百万
	公共交通利用促進事業 【国補助】 —	路線バス、交通局 地域鉄道	20百万	—	20百万
	合計		1,785百万	—	1,785百万

被災マンションの建替えに必要な支援の継続

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 優良建築物等整備事業の補助率の嵩上げの継続など、被災マンションの建替えに必要な予算額を確保していただきたい。

現 状

- 熊本地震により被災したマンションで、建替えを検討している3団地のうち、建替えが完了している団地が2団地、建替えが決定し着手している団地が1団地である。
- 本市では、優良建築物等整備事業（社会資本整備総合交付金）のメニューの一つである「マンション建替えタイプ」を活用し、平成29年度より継続して支援を行っている。
- 当該整備事業については、熊本地震からの復旧に係る特例として補助率の嵩上げが適用されており、事業者（被災マンションの権利者等）の負担が軽減されている。

課 題

- 次年度以降も継続して被災マンションの建替えを円滑に進めるために、事業量に必要な予算の確保が課題である。

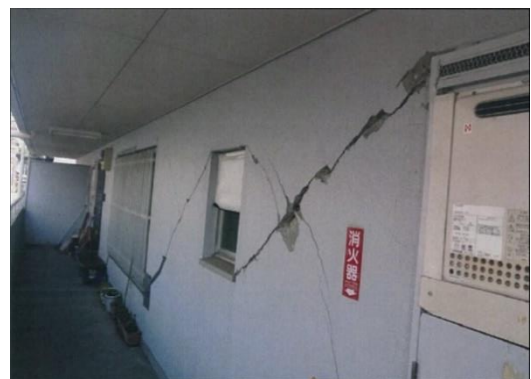
参考1 建替えが必要な被災マンションの状況

団地（地区）	決議	工事進捗状況等
上熊本地区	済	令和2年6月 建替え完了
保田窪地区	済	平成30年6月 上屋解体完了 (現在、再建事業団内で建替えに向けて検討中)
西阿弥陀寺地区	済	令和6年8月 建替え完了

参考2 優良建築物等整備事業（マンション建替えタイプ）の補助率

○通常・・・・・・・・・・	国(1/3)	地方(1/3)	事業者(1/3)
○特例による嵩上げ・・・・・	国(2/5)	地方(2/5)	事業者(1/5)

熊本地震で被災したマンション



まちなかウォーカブル推進に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 「居心地が良く歩きたくなる」中心市街地の歩行空間の拡充等に取り組む地方自治体の支援に必要な予算の確保をしていただきたい。

現 状

- 本市では、中心市街地を“車中心”から“人中心”の空間へ転換し、「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け取り組んでいる。
- 令和3年（2021年）3月 JR 熊本駅前広場が完成し、同年11月花畑地区においては道路から広場への転換を終え、花畑広場の供用を開始した。
- 現在の都市再生整備計画（熊本市中心市街地地区）は、令和7年度が最終年度となっており、令和8年度からの次期計画を策定予定としている。

課 題

- 今後、これらの都市基盤を最大限に活用するとともに、道路空間の再配分や魅力的な景観の形成などを推進し、中心市街地の賑わいの創出と回遊性の向上を図っていく必要がある。
- 「昼も夜も歩いて楽しめる居心地の良い空間」の実現に向け、予算を確保し着実に取り組んでいく必要がある。

参考1 ウォーカブル都市の推進

(昼も夜も歩いて楽しめる魅力的で、災害にも備えた都市空間の創出)

居心地の良い空間づくり

- ・通りごとに魅力を高めるデザイン
→専門家で構成されるデザイン会議（熊本市景観審議会専門部会）による監修
- ・熊本市光のマスタープランによる夜間空間の演出
→街並みの情感、質感が洗練され、熊本市の顔（目鼻立ち）がより魅力的に伝わるまち
- ・まちなか再生プロジェクト
→民間建築物の建替促進により、耐震性向上とともに、一体的なオープンスペースを創出



道路空間のり・デザイン（花畑ポンプ場）



明八橋ライトアップ実証実験



民間による公共空間活用

- ・ほこみち制度等を活用した賑わいの創出



歩行空間の拡充

- ・道路空間を再配分し、歩行者に開放
→歩道拡幅、自転車走行空間創出
- ・新たな移動手段の導入（グリーンスローモビリティ等）
- ・駐車場配置の適正化



白川改修事業の促進

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 白川の治水安全度向上のため、河川整備計画に沿って、河道掘削や堤防の整備等の着実な実施を図っていただきたい。
- 2 白川下流域の浸水対策及び熊本地震発生以降の土砂堆積を抑制するため、白川固定堰群改築事業の着実な実施を図っていただきたい。

現 状

- 白川は、阿蘇カルデラを源に阿蘇市、大津町など2市3町2村を流域とし、本市中心部を貫流する1級河川で、これまでの治水対策により治水安全度が向上してきたことで、半導体や自動車部品など九州を牽引する企業が進出してきており、経済の好循環などのストック効果が発現されつつある。
- また、明午橋から大甲橋間の「緑の区間」では、イベント等の開催によって、市民への潤い・癒し・賑わいが創出され、水辺からまちなかへ広がりを見せている。
- 令和2年（2020年）1月には、白川河川激甚災害対策特別緊急事業の竣工と更なる治水安全度の向上を目指した河川整備計画の変更がなされている。
- 阿蘇立野ダムや「緑の区間」が完成し、流域の治水対策が大きく前進した。
- 白川下流域の浸水対策等のため、白川固定堰群改築事業が着手された。

課 題

- 近年の局地化・激甚化する集中豪雨等による大規模災害に対応するため、白川の治水安全度の向上が喫緊の課題となっている。

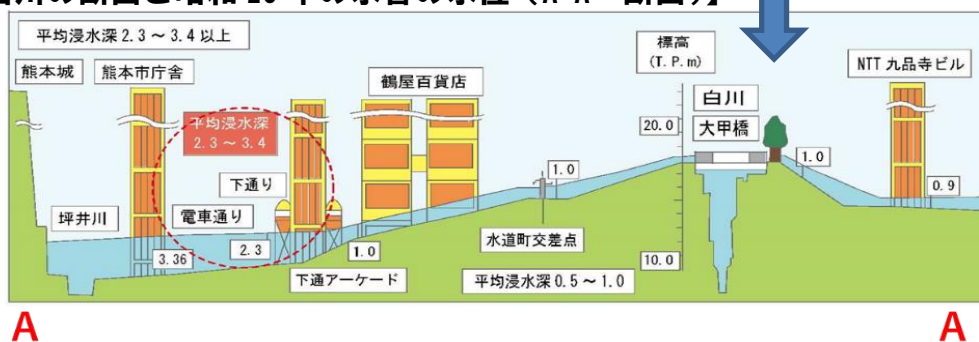
【白川流域図】



【中心市街地平面図】



【白川の断面と昭和28年の水害の水位(A-A'断面)】



下水道事業の必要な予算額の確保等に対する支援

【国土交通省】

提案・要望内容

- 1 下水道の機能を継続的に発揮させるため、地震、浸水、老朽化対策など、下水道関係予算を確保していただきたい。
- 2 人命や財産の保護に関わる浸水対策については、短期間に多額の投資が必要な事業となるため、事業費の変動に応じた柔軟な財政支援を継続的に行っていただきたい。
- 3 改築需要の増大が見込まれる中、下水道が担う公共的役割を将来にわたり果たすため、老朽化対策に関わる制度拡充等の適切な支援を行っていただきたい。

現 状

- 本市では、平成 28 年熊本地震や、近年、全国で頻発している浸水被害をふまえ、下水道施設の地震、浸水、老朽化対策等の国土強靱化に資する取組を進めている。
- 一方、国においては、令和 6 年能登半島地震を受け、令和 6 年 11 月、上下水道施設の耐震化状況について緊急点検結果を公表するとともに上下水道耐震化計画の策定を求めるなど、地震対策の強化と更なる加速化を進めている。
- 浸水対策として今後予定している雨水ポンプ場等の整備は、年度ごとの事業費の変動が大きく、短期間に多額の集中投資が必要となる見込みである。

■熊本市下水道浸水対策計画 2023（令和6年3月策定）において、新たに対策が必要となる地区を選定したことから、安定的かつ継続的な財政支援が必要である。

■老朽化した下水道施設は、ストックマネジメント計画に基づき、計画的に改築・更新を行っているが、今後、事業費の増大が見込まれる。また、令和7年1月の埼玉県での道路陥没事故では、下水道の使用制限を呼びかけるなど社会経済活動や国民生活に重大な影響を与えることとなった。このことから、改めて有事の際の備えや計画的な点検調査の必要性が認識されたところである。

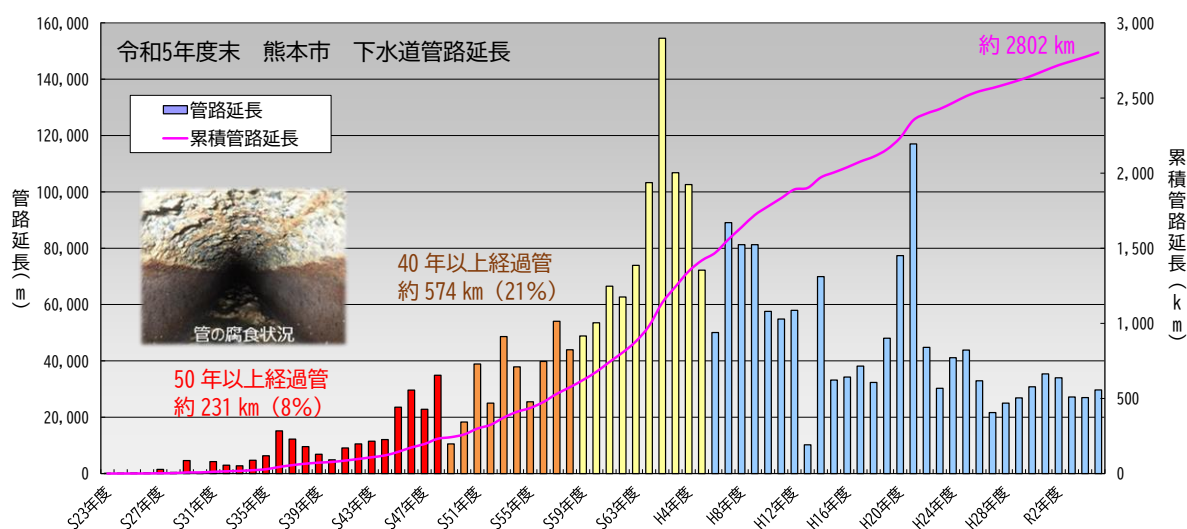
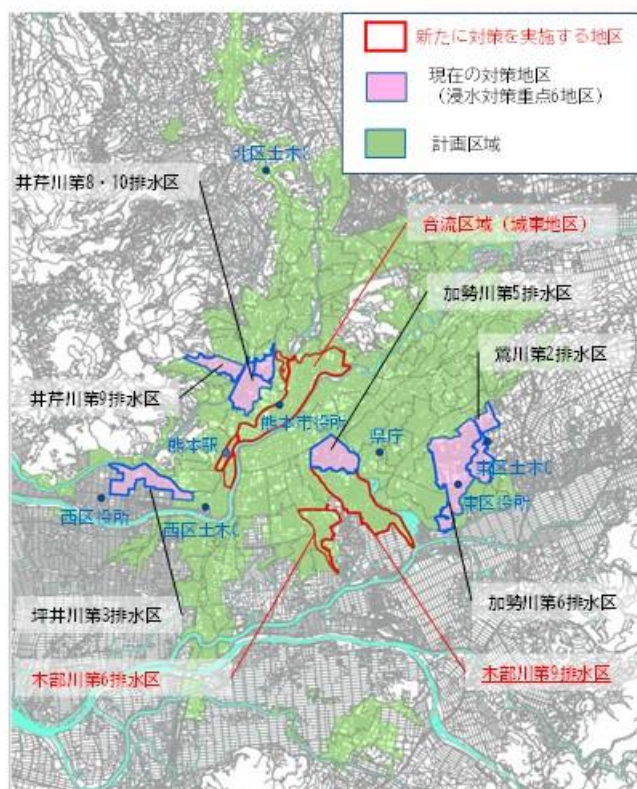
課 題

■下水道事業には多くの予算が必要であり、予算確保がなされない場合、地震、浸水、老朽化対策等、国土強靱化の取組に遅れが生じる。

■浸水対策については、短期間に投資が集中すること及び継続的に対策費用が必要なことから、柔軟かつ安定的な財政支援がなされない場合、計画的な事業推進に影響が生じる。

■今後増加が見込まれる老朽化対策事業について、必要な財源と適切な支援がなされない場合、公衆衛生や公共用水域の水質の悪化、道路陥没による社会経済活動への重大な影響等が生じる。

参考 1 本市の浸水状況及び下水道管路整備状況



市街地における鳥類の被害防止対策に対する支援

【環境省】

提案・要望内容

- 1 全国的な鳥類（カラス類、ムクドリ）の生息状況や生活環境被害状況を把握するとともに、被害都市が取り組んでいる被害防止対策及びその効果の調査、検証（優良事例の情報収集・発信等）を実施していただきたい。
- 2 ミヤマガラスをはじめとしたカラス類による都市型被害発生の解明及び被害防止対策の立案に関する研究を環境研究総合推進費の重点課題に位置づけ、研究を推進していただきたい。

現 状

- 本市では、平成30年からミヤマガラスをはじめとしたカラス類やムクドリが市街地に集団で飛来し、ねぐらを形成するため、糞害等の被害が発生しており、その対応に苦慮している。
- ミヤマガラスによる被害対策については、令和2年度から令和4年度において、佐賀大学等と連携した実証試験を行い、警戒音声を用いた対策がねぐら解消の一定の効果を確認しているものの、令和5年度以降の対策後も市街地でのねぐら形成が継続しており、抜本的な解決には至っていない状況である。

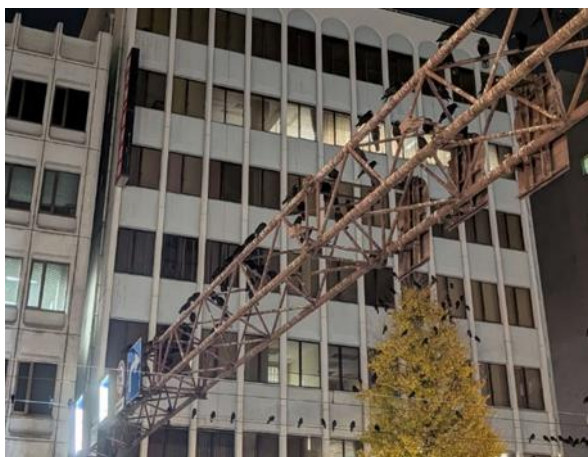
課 題

- ミヤマガラスは、中国やロシアなどの大陸で繁殖するため、個体数の調整が困難な上、日本国内でも各地での生態や食性も異なることから、生態を解明するとともに、被害対策を確立させるための全国的な調査を行い、被害発生要因の解明や対策を立案するための研究が必要である。

■また、ミヤマガラスは、市街地をねぐらとし、他市町の水田地帯を餌場とするなど広域を移動するため、単独自治体だけの対策には限界があり、他自治体と連携した対応が必要である。

■ムクドリは、街路樹や公園等の樹木を強剪定することで、ねぐらの形成防止対策を行っているが、近場の別の樹木等に新たなねぐらを形成するような状況にあることから、抜本的な対策方法の確立が必要である。

参考 1 市街地における被害状況



ミヤマガラスの集団飛来(ねぐらの状況)



ミヤマガラスによる糞害の状況



ムクドリの集団飛来(ねぐらの状況)



ムクドリによる糞害の状況